

第123回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和7年12月10日(水曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	江見秀樹	教育長	大森一繁
	総務課長	笹谷一博	情報政策課長	時政典孝
	企画防災課長	大下順世	税務課長	大上崇
	住民課長	福岡真一郎	健康福祉課長	間嶋節夫
	高年介護課長	山崎二郎	農林振興課長	井土達也
	商工観光課長	諏訪弘	建設課長	平井誠悟
	上下水道課長	古市宏和	上月支所長	大上千佳
	南光支所長	豊岡敏弘	三日月支所長	稲田俊美
	会計課長	森田和樹	教育課長	三浦秀忠
	生涯学習課長	高見浩樹		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） おはようございます。

7番議席、日本共産党の児玉です。本日は、よろしく申し上げます。

今回、私の質問は、3点について、質問させていただきます。

まず、この場では、庵途町政との違いはというテーマで質問させていただきます。

まず、江見町長、就任おめでとうございます。

公約等を拝見し、保育料や給食の無償化など前町長が頑として受け入れなかった問題について、無償化を公約として挙げられるなど、柔軟な姿勢を示されていて、期待しています。

昨日の各議員の質問のご答弁を聞きましても、いろいろな面で進展が見られます。どうか、今後とも、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

町民の皆さんの負担軽減や町の発展に寄与する施策には協力させていただきますので、思い切った施策を実施していただきますよう、まず、お願いいたします。

さて、庵途前町長が計画された施策で、事実上とん挫している事業があります。畜産クラスター事業です。江見町長の下で、今後、この事業を引き続き推進されるのか、方針をお聞かせください。

まず、1番に、畜産クラスター事業の現在の進捗状況をお願いします。

2番に、今後の見込みはどう認識されているのか。

3番、この事業を前提に開業を予定されていた方の現況をお聞かせください。

4番、また、この推進を断念する場合、開業を予定されて頑張られてきた方への補償等はどうなるのか。

5番に、継続されるのであれば、どのような方針で進められるのか、また、見込みをお聞かせください。

6番、予定候補地の住民、地権者等への説明は丁寧にしていただくこと、納得し合意を

いただけるまで強引な進め方はしないと断言できるのか。

7番に、当初予算をかなり大幅にオーバーすると思われるが、どのくらいを見込まれているのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

ほかの質問に対しては、所定の位置でさせていただきます。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） 皆さん、改めまして、おはようございます。一般質問も2日目というところでございます。

最初に、児玉議員からの1点目のご質問、庵途町政との違いはということについて、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭の議員のご発言に、「町民の皆さんの負担軽減や町の発展に寄与する施策には協力させていただきます」とございましたけれども、まず、町政の基本として、持続的で安定した運営が大前提ではございますが、住民の皆さんの負担軽減や町の発展を一番に取り組むことは、当然のことでございます。一方で、町の将来を考えて、負担をお願いしないといけないことも、当然、ございます。どちらも、町の将来のことを考えてのことです。安定した町政運営のために、一層のご理解とご協力を、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

さて、ご質問には、庵途前町長が計画された施策で、事実上頓挫している事業、その事業は畜産クラスター事業であります。この事業を引き続き推進するのかというご発言でございますが、「頓挫」と言われますと、何もしていないように受け取られかねませんが、何もしていないわけではございません。畜産業は、佐用町においては、主要産業の1つであると思っておりますので、その実現を目指して、継続して事業の実施に向けて事務を進めているところでございますので、誤解のないように、お願いをしたいというふうに思えます。

それでは、1点ずつお答えいたしますが、1点目の進捗状況につきましては、現在、新たな事業候補地で用地交渉と地元の住民の皆様への事業説明を進めているところでございます。

次に、2点目の今後の見込みということでございますが、5点目のご質問も同様の内容でございますので、併せてお答えをさせていただきます。

現在の進捗は、先ほど申し上げましたとおりでございますが、事業地が確定次第、できるだけ早く事業の着手をして、少しでも早く、事業が開始できるように、努めているところでございます。

次に、3点目の、この事業により開業を予定されていた方の現況はということについてでございますけれども、実際に、牛舎をお使いいただく方は、これまでも、ご説明をさせていただいていると思えますが、公募した上で決定してまいりますので、現時点で、特定の方に牛舎をお貸しするということが決まっているわけではございませんが、応募を考慮おられる方については、未だ、待っていただいているという状況でございます。これらの方に対しては、長く待っていただいております、大変申し訳なく思っておりますが、常に、この経過をお知らせさせていただいている状況でございます。

次に、4点目の、この事業の推進を断念する場合、開業を予定されてきた方への補償するのかというご質問についてでございますが、現時点において、事業推進を断念するとい

うことは考えておりません。また、先ほど申し上げましたとおり、牛舎の貸付けの相手方は、公募にて決定いたしますので、そもそも、そういう対象となる方がおられませんし、補償するというような根拠もございません。現在の事業の進捗状況をご説明させていただいた上で、希望者の意思により、お待ちをいただいている状況でございます。これが、待てないということになれば、個人で開業されるということもあると思いますが、繰り返しになりますけれども、現在のところは、お待ちになっているという状況でございます。

次に、6点目の予定候補地の住民、地権者等への説明は丁寧にし、納得し合意いただけるまで、強引な進め方はしないと断言できるかというご質問でございますが、これまで候補地として交渉してまいりました地区についても同様でございますけれども、決して、強引に事業を進めようとしてきたことはございません。残念ながら、地域の理解が得られなかったために、これまでの候補地での事業実施を断念しておりますことから、決して、強引に進めているわけではないということは、ご理解をいただけるのではないかと思います。

この、畜産クラスター事業は、佐用町で非常に長い歴史のある和牛の繁殖事業を将来に継承しようとするものでございまして、佐用町の主力産業となりうる業種でもあるというふうに考えております。

社会的にも和牛、特に、神戸ビーフの価値も、需要も、上昇傾向が続いております、安定経営の可能性の高い産業であると考えております。

一方で、地域の皆さんにとっては、悪臭等公害の要因を発生させるマイナスのイメージをお持ちであるということも、十分に承知はしております。これまでも、何度も、ご説明させていただいておりますが、負の要素を取り除くために、行政が主体となって取り組もうということでございます。

過去にありました畜産公害を二度と起こさないために、行政が積極的に関与をしているということでございますので、議員の皆様をはじめ、地域の皆様にも、何とぞ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、7点目のご質問ですが、当初予算を大幅にオーバーするとのことでございますが、ちょっと、質問の意図が分かりかねるんですけれども、本年度の当初予算には、畜産クラスター事業に係る予算は計上をいたしておりません。全体事業費は実施設計を行っておりませんので、現段階では、明確にお答えすることができませんが、用地の取得、測量調査設計、造成工事、そして、建築工事費等で3億から4億円が必要になるのではないかとこのように考えておりますが、これにも、このうち、国庫補助金や有利な起債等を活用して実施する事業という形になります。

最後に、冒頭に児玉議員のほうから「町の発展に寄与する施策には協力させていただきます」との心強いお言葉を頂戴いたしました。事業の実現に向けて、町としても努力してまいりますので、より一層の積極的なご協力をお願いして、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それでは、追加の質問をさせていただきます。

まず、畜産クラスター事業についてですけれども、今現在、事前に問い合わせましたところ、今、4番目の候補地との話合いが行われているようですけれども、現在の状況、それと、今後の見込み等を分かればお聞かせ願えますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

先ほど、町長が答弁で申し上げましたとおりでございます。現在、新たな事業候補地で、用地の交渉、それは、土地所有者の方、お一人お一人に訪問して、ご依頼をしておりますと同時に、地元の説明会を、今度、全体を対象した、自治会での説明会を計画してございます。

なお、事前に地元の役員会では、一旦、この事業について説明させていただき、一定の理解を得ていただいたというふうに理解しておりますけれども、それに引き続きまして、今度は集落の方全員を対象にした説明会を開催したいということで計画をしております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 地元の自治会、住民全体では、まだのようなんですけれども、今後、地元といっても、その地元がどこらへんまで含まれるのかですね。

今現在、地元、本当の地元の集落だけの役員会への説明というか、は終わったようなんですけれども、この場所、聞くところによると国道沿いで、佐用川にも近い場所です。臭いやハエなどの害虫対策、そして、何より、地元の皆さんが懸念されているのは、排水等の問題、以前の、先ほど、町長の答弁にありましたけれども、畜産公害もありましたんで、地元の皆さんが納得できるまで、丁寧に説明していただくことをお願いしてるんですけれども、この地元という意味ですね、どこまで地元含むのか。近隣の集落は、どこまで含まれるのか。また、前の公害の時には、末包から、ずっと流れて、佐用の中心部まで排水が流れて、臭いとか酷かったということは聞いています。

そういったトラウマもありますので、なるべく広い範囲で地元の方に丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、そこらへんの体制はどうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

先ほど申し上げました説明会等は、その当該自治会において、今計画をしておるところでございます。

事業予定地の自治会が、やっぱり最優先されるのは当然のことと考えておりますので、まずは、そこの合意がいただけて、次、その近隣の自治会なり影響範囲の方へのご説明に移らせていただこうというふうに考えてございます。

そこで実現できるかどうか分からないのに、それ以外のところをお願いに行くっていうのも、なかなか筋も通らないと思いますので、今の時点では、そのような考えで進めております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、前の、未だに、もう何年前になるんですか、20年以上前になるかと思うんですけども、あの公害の印象が、皆さん、住民の皆さん持っていらっしゃいます。

大分、その当時のことを知ってはる方は、大分少なくなっているんですけども、やっぱり、トラウマ等が残っている方も、かなりいらっしゃいますので、お願いします。

乳牛と、今回のやつは和牛ということで、臭いとか、そういった面で、以前のようなことはないということは、私も現場の牛舎なんか見学させていただいて、分かっているつもりなんですけれども、やっぱり、そういった住民の方への先進地ですか、そういった面への見学なんかも、あるいは必要なのではないかと思いますけれども、そういった計画はあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

確かに、百聞は一見にしかずという言葉がございますとおり、見ていただいて、肌で感じていただくのが一番かなというふうに考えております。

これまでの事業を予定しておりまして、事業候補地として進めておったところの方に対しても現地の見学会は開催させていただいて、実際にお越しいただきました。

それと過去の畜産公害のトラウマというお話がございました。これ、決してあってはならない、起こしてはならないということから、行政が積極的に関与しようというところがございます。

それと先ほど児玉議員のご発言にもありましてとおり、やっぱり、和牛と乳牛では、排泄物の種類が、かなりその水分量が異なってまいります。そういった意味で、和牛のほうが乳牛よりも比較的処理しやすい。流出のおそれが限りなく少ないという中なんですけれども、もう一切流出させない、水分を出さないというような牛舎の仕組みも考えてまいりたいと思いますし、過去に起きた、その公害の原因っていうのが、キャパ以上に頭数を飼われて、排泄物が当初の計画以上に排出されたと、そこで処理できなかったというのが主たる原因になってございますので、そこは町営の牛舎ということで、管理をしっかり、我々も監視していくことで、そんなことは絶対起こさないように、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に公害問題、絶対起こしてはならないことなので、その点は進める場合は、よろしくお願いいたします。

それと、そこで使う、出てからの話になるんですけども、その予定地の近くで、かな

り農地が広がってますけども、そこらあたりで牧草なんかも栽培いうんですか、つくる予定なんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 実際、なかなか、そこまでの計画っていうのは、できてない。事業ここでできるとなった上で、そういった話も進めていくべきというふうなことは思っておりますが、構想的には、耕畜連携と言いますけども、耕種農家さん、要は、田んぼを耕したりする農業のほうですね、そういった農家さんと、畜産業者さんが、餌の生産を地域ですることによってコストが抑えられます。流通コストを抑えるだけでも、かなりのメリットがあると思いますし、大体が輸入に頼っているんです。今、その餌の供給が、ですので、非常にコスト高になっておることは、現実でございますので、できるだけ地産地消というような表現になろうかと思っておりますけども、地域で飼料の栽培もできれば、そして、その牛舎から発生する堆肥、それをまた、農地に還元して、循環できる、そういったものを取り組みたいというふうには考えております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

確かに、輸入そういった牧草を使うよりも、できるだけ近くでつくったほうがいいと、私も思います。

米、水田が、あそこの周りは多いんで、その米作りとの関連もありますけども、できるだけ地元に戻元できるようにできるのであれば、本当に、うまく地元との対話を重ねていただいて進めていけるように、行政のほうの指導と言うんですか、そういった面もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

工場跡等の老朽施設について、お尋ねします。

工場や店舗の跡で老朽化し危険となっている施設があります。景観上、また、保安上も何らかの対策が必要と思いますが、町の見解をお聞きします。

まず1番、下石井の中土居地区の工場跡、佐用大坪地区のボンマルシェ跡、延吉新田坂の鶏舎跡、横坂のパチンコ屋跡、これらの施設の土地・建物の所有者は把握できているのか。

2、また、それらの施設の固定資産税の課税や納税状況はどうなっているのか。

3番、今後の処理について、所有者と連絡、協議はできているのか。

4番、倒壊等の事態になった場合、所有者にその責任を問えるのか。

5番に、所有者に補償の能力はあるのか。

6番、行政代執行などの町で対策をとれるのか。

7番、また、本位田の旧給食センター跡についてもお聞きします。以前にお聞きした時に、無償貸付けの希望者を公募しているということでしたけども、その後どうなったか、現状を聞かせてください。

議長（千種和英君）

江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君）

それでは、次に、工場跡等の老朽施設についてということで、ご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず、初めに、個別具体的な施設、それから、相手方についての状況は、ちょっと、この場では回答を差し控えさせていただきます。一般論でのご説明となりますことは、ご了承をお願いしたいというふうに思います。

まず、1つ目の4つの施設の土地、建物の所有者は把握できているのかと、2つ目の固定資産税の課税、納税状況については。それから、3つ目の今後の処理について、所有者と連絡、協議はできているのかという点については、関連がございますので、併せて、お答えをさせていただきます。

まず、工場や店舗の跡地についての所有者の把握については、課税のために納税義務者を確定させるために調査を行っておりますので、把握ができております。

納税義務者の調査につきましては、個人であれば死亡や転出が確認された時点や納税通知書や納付書が返戻された場合に実施をしております。

住民票ですとか戸籍の調査をいたしまして、転出先や法定相続人の調査を通じて納税義務者の情報を更新してきているところです。

法人の場合でございますと、倒産や廃業、閉鎖が確認された時点ですとか、納税通知書や納付書が返戻された場合に実施をいたしております。

これについては、商業登記簿の調査ですとか、他市町への実態調査、必要があれば現地調査などを通じて実態を把握しているところでございます。

また、相続人がいない場合ですとか、全ての相続権者が相続放棄をされた場合、または法人が清算された場合、もしくは清算されずに休眠法人になった場合などは課税保留または執行停止を行ってまいります。

このように納税義務者の調査は全て行われまして、全ての納税義務者について実態を把握しております。ケースによって課税、課税保留、執行停止という形で適切に実施をしているところでございます。

ただし、納税義務者の調査は全て行いますけれども、固定資産税につきましては、一定の課税標準額以下の納税義務者には免税制度がございますので、このような納税義務者についての調査が行われない場合もございます。

なお、個別の納税状況ですとか、今後の処理についての所有者との連絡、協議につきましては、中には助言を行っているところもございますが、個別の納税状況等の内容については、この場では発言は控えさせていただきます。

4つ目の倒壊等の事態になった場合、所有者にその責任を問えるのかということでございますが、老朽化した建物の倒壊によって隣家を破壊したり、通行人にけがをさせたりした場合、所有者は民法第717条の工作物責任ということに基づきまして、損害賠償責任を負うこととなります。また、建物を管理する責任者が、その管理を怠って、人を死傷させてしまった場合には、過失致死傷罪が成立する可能性もあるということでございます。

5つ目の所有者に補償能力はあるのかについても、この場では回答は差し控えさせていただきます。

6つ目の行政代執行など、町で対策をとれるのかについてでございますが、所有者による適正管理・除却ということが、これはもう大原則であります。空家特別措置法によりまして、保安・衛生上等の著しい支障がある特定空家等に対して、助言・指導、命令等の

措置を講じてもなお、著しい支障が解消されない場合に限りまして、行政代執行を行うことが可能というふうにされております。

しかしながら、行政代執行については「周辺への影響が特に大きいもの」であり緊急性・危険度・周辺への影響等を勘案して、行政代執行をもってしか解決できない場合ということに限られます。

この点については、今年度から施行いたしました、「佐用町空家等の適切な管理に関する条例」に規定をいたしました緊急安全措置というものによりまして、生命、財産に重大な損害を及ぼすような危険な状態が切迫している場合に、当該危険を回避するための必要な最低限度の措置を町独自で、この条例に基づいて行うことも可能となりましたので、こういった緊急時には、この緊急安全措置を活用して危険の回避に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に7つ目の本位田の旧給食センターについて、以前にお聞きした時、無償貸し付けの希望者を公募しているということだったが、その後どうなったかということについて、お答えをさせていただきます。

旧給食センターにつきましては、平成22年度に現在の学校給食センターが稼働して以来、主として文化財や使用しなくなった備品等の倉庫として、臨時的に活用してまいりました。その間、貸付けを希望する事業者から複数、お問い合わせはございましたが、これまでに無償貸付けで公募を実施するということは、一切、そういった事実はございません。

議員ご質問の貸付希望に関しましては、町内の事業者から要望があり、相談対応をしておりましたが、その後は具体的な相談がないことから、現時点では、当該活用は断念されたものというふうに認識をしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 個別の民間のことですから、お答えできにくいのは重々承知の上だったんですけども、今後、住民の方、皆さん高齢化、それと、人口がどんどん減っていきます。今後とも、こういった民間、その事業体に限らず個人の家でも、どんどん、どんどん空き家とか、老朽家屋が、どんどん、これから増えていくと思うんですけども、この増える1つの要因として、除却して更地にした場合、固定資産税が高くなりますよね。このことが、かなり、こういうことも影響しているんじゃないかと思うんですけども、こらへんの感じはどうなんでしょう。現状、感触として。お願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） はい、お答えいたします。

先ほど、児玉議員がおっしゃったのは、住宅用地の特例の件だと思います。こちらにつきましては、地方税法で定められているものでございますので、今のところ変えるということはないかと存じます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） ありがとうございます。

確かに、一般の方ですと、本当に税金が上がる。負担が増えるとなると、ちょっと、このまま置いておくかという感じになりやすいと思うんです。そういった意味で、町独自でも、何らかの対策というか、補助なり何なりの施策が必要ではないかと思うんですけれども、こういった予定とか、方針とかありましたらお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、今回、4つの施設のことを挙げて質問をいただいておりますけれども、先ほど税務課長が答弁したとおり、これ、住宅用地の特例というのは、家屋の場合ですので、住宅の場合ですよね。なので、今回のご質問の分については、除却をされても、別に土地の分の固定資産税が上がるとかいうことはないというふうに考えております。

ただ今、ご質問の町独自でそういうことができないかということですが、これ当然、土地には固定資産税がかかっているわけですが、相対的に佐用町の土地、これはもう当然、佐用町内でも、当然、開きというものはあるわけですが、あの土地に対する固定資産税額というものは、決して都市部に比べて非常に高いという状況ではないというふうに思います。

皆さんのご自宅の課税明細とか届く分を見られても、私自身も住んでいるところもそうですけれども、これが、その軽減がなくなったといっても、そう莫大に上がるというようなことは考えにくいと思います。それに加えて、そういったことを町単独でやるとなれば、これは一時的な財源でしのげるものではありません。将来にわたって、ずっとそのことを継続していくという形になりますので、現実的には、ちょっと、なかなか難しいのではないかなというのが今の感想でございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 確かに、難しい問題であります。

そこで、何て言うかな、この空き家になった一般家屋、大きな施設もそうなんですけれども、一般家屋でも除却せずに放置すると、それが小動物のすみかになったり、いろんな保安面でも不安が上がると思いますので、こういった老朽化対策、空き家対策、こういったものを、本当に、真剣に考えていかないと駄目な時期に来ているんじゃないかと思えます。

そこで、町で、プロジェクトチームを組んででも、対策を考える必要があるんじゃないかと思うんですけれども、こういった、今、企画防災課とか、そういったところで、組んではいらっしゃいますけれども、全庁的に、プロジェクトチームを組んで、それに対して取り組むような予定はございませんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、この空き家の問題と、それから移住定住の問題というのは非常に密接にも関連していると思います。

そういう中で、私もこの今回の選挙を通じて、ここには、これから、非常に資源を割いていくことが必要だろうと。これは、役場の中の体制を強化していくことが、まずは必要だろうということは訴えてまいりました。

これで各課横断のプロジェクトチームというのは現段階では考えておりませんが、大体、今現時点でも、商工観光課の定住対策室のほうで、過去には企画防災課の防災対策室で、この危険空き家というのは、担当しておりましたが、これを、いつでしたか、ちょっと少し前に商工観光課のほうに、この事務を移管しまして、集中させて、そして、町営住宅、それから、空き家、移住定住、ここを一括して管理するように、この組織の体制を改めたところであります。ですので、昨日の一般質問の答弁の中でも、少し触れましたけれども、移住コーディネーターを採用したりすることもございますし、今年度、そういった条例も制定をいたしましたので、まずは、こういった体制で、体制を強化して取り組んでいきたいというのが現時点の回答でございます。以上です。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それでは、どうしても住民のほうでできない場合、所有者のほうでできない場合、行政代執行なり、それから新しくできた緊急安全措置ですか、で、町のほうで、その除却するとなった場合で、その費用は、どういったことなんでしょうか。町が全額負担とか、あるいは、県とか国の補助。それから、所有者に、あるいは費用を請求するのか、そこらへんはどうなってるんでしょう。

[商工観光課長 挙手]

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

行政代執行でございますけども、まず、空き家等の場合、この場合につきましては、当然所有者がいれば所有者のほうに請求をさせていただきます。

ただ、なかなか所有者の方が負担できないという場合もございます。そういった時には、国のほうから2分の1といった補助の制度がございます。そういった形のものになっております。

それから、例えば、今回のような工場であったり店舗、大型店舗の分の行政代執行をした場合、この分については、国等の補助はございませんので、当然、所有者、法人のほうに請求する。請求ができなければ、町のほうが町独自の費用で処分する。そういった形になるかと思っております。

[児玉君 挙手]

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それでは、今までで、町内で行政代執行によって、除却されたような例はありましたでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 今までのところは、空き家等で行政代執行した件数はございません。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

いずれにせよ、行政代執行、今までなかったということなんですけれども、本当に住民にとっても、それから、平福なんかの場合ですと、観光客も、ちょこちょこ増えてきてます。景観上も非常に悪いので、持続できるものはなるべくできるように、所有者との協議を辛抱よくやっていただきまして、そういった危険家屋が少しでもなくなるように、お願いしたいと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

最後の質問です。

佐用町立学校の在り方を考える会について、お尋ねします。

先般、各旧町ごとに「学校の在り方を考える会」が開かれました。私は、上月での会に参加させていただきましたが、参加者は、自治会長さんたちが多かったように思います。肝心の小中学校のPTA、保育園児の保護者など、若い人たちの参加が少なく感じました。そこでお伺いします。

1、自治会長などには個別に案内されたと思うんですけれども、保護者などへの周知はどのようにされたのか。

2、文科省が定めた適正規模にもとづいた兵庫県の基準により複式学級になるのを避けるために学校統合などを検討されていると理解していますが、適正規模そのものが地域や環境、時代によって変わるものであり、統合ありきではなく佐用の子供にとって、より最適な教育環境を構築するよう時間をかけて検討するべきと思いますが、見解をお聞きます。

3、適正規模にこだわると、いずれ佐用町から学校がなくなってしまうということも懸念されます。あり方検討会議では、長期的視野に立って佐用の教育の在り方を議論していただきたいと思いますが、見解をお願いします。

議長（千種和英君） 大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、佐用町立学校の在り方を考える会についてのご質問にお

答えいたします。

まず、1つ目の周知方法についてであります。学校の在り方を考える会の開催に当たりましては、自治会に対して通知文を送付し、自治会長役員会及び全体会の場で各地域への周知をお願いしました。保護者関係につきましては、各保育園の保護者代表、各小・中学校PTA代表宛てに案内文を発送し、組織内で幅広く周知いただくよう依頼しました。あわせて、佐用郡PTA連合会会長会の会議におきまして、PTA会長に対し、アンケート実施や「考える会」の趣旨を含めた周知をお願いしたところでございます。併せまして、町公式ホームページ、防災行政無線、佐用チャンネル等を活用し、できる限り多くの皆様に情報が届くよう努めてまいりました。

一方で、開催趣旨が「地域全体で学校の在り方を考える場」であり、特定の保護者層のみを対象としていなかったことから、議員ご指摘のとおり、若い世代の参加が相対的に少なかった点は、今後の課題であると受け止めております。なお、開催前に全保護者を対象としたアンケートを実施し、回収率は約70%でございました。自由記述にも多くのご意見をいただいております。また、「アンケートで意見表明の機会があったため、全体での発言型の場は苦手な出席を見合わせた」という声もいただいたところでございます。

今後は、当初計画のどおり、第2回検討委員会で一定の方向性が整理できた段階で、小中学校及び保育園・未就学児の保護者の皆様を対象とした意見交換の場が必要となれば、改めて設ける方向で、開催方法や聴取内容を町立学校の在り方検討委員会で検討を進めるとともに、若い世代に届く周知方法の改善にも取り組んでまいります。

次に、2つ目の適正規模と検討の姿勢についてですが、適正規模の考え方は、文部科学省及び兵庫県が教育条件の確保に向けた目安として示しているものであります。地域の実情や時代の変化に応じ、考慮すべき点が変わり得るものと認識しております。現時点で、「学校の在り方を考える会」においてもご説明させていただきましたが、教育委員会として、将来の学校配置や統合の方針を決定している事実はございません。白紙からの検討を前提に、皆様のご意見を伺うため「学校の在り方を考える会」を開催しているところでございます。少人数教育の利点・課題、地域コミュニティとの関係、通学環境の安全性など、多面的観点から議論すべき段階であり、決して「統合ありき」で進めるものではございません。

なお、平成23年度策定の佐用町学校規模適正化推進計画では、複式学級の解消が大きな課題でありましたが、今回の検討は、子供たちにとって、よりよい教育環境とは何かを慎重に検討し、地域の皆様と共に将来の在り方を考えることを目的としており、複式学級回避のみに焦点を当てるものではないことを、広報や説明資料等でも丁寧にお伝えしているところでございます。

最後に、長期的視点での教育の在り方についてであります。児童生徒数の減少が進む中、適正規模のみを機械的に追求いたしますと、将来的に町内から学校がなくなる可能性が生じ得るとのご懸念は、町としても十分認識しております。現在、諮問中の学校の在り方検討委員会におきましては、学校規模の議論にとどまらず、学校が地域に果たす役割、子供たちに必要な教育機会、地域コミュニティの維持など、多角的かつ長期的な視点で検討を進めていただいております。併せて、町といたしましても、高等学校を含めた学校間連携を一層推進し、魅力ある教育活動を展開することで、将来的に町から学校がなくならないよう、地域全体で子供を育む仕組みづくりを進めてまいります。教育委員会といたしましては、現時点で特定の方針を定めておらず、将来の子供たちにとって最良の教育環境をいかに維持・確保していくかについて、地域や保護者の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、慎重に議論を進めてまいります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

学校のあり方検討委員会ですね、こちらのほうの開催のスケジュールを、お聞かせいただけますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼いたします。

在り方を考える会のほうは、今のところ全旧町4か所を終えたところでございます。

それで、検討委員会につきましては、この12月23日に第2回目を開催する予定にしております。その場で、先ほど、教育長回答しましたように、今後、議員ご指摘の対象の保護者の参加が少なかったということに対して、今後どうしていくかということも、その場で話し合った上で、次回の考える会については、そういった形で方向づけをしていきたいと考えております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） 検討委員会、これ何回ぐらい開く予定なのか、いつ頃までをめぐりに開く予定になっているのか。分かりましたら、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 現段階においては、先日も学識経験者、来庁いただきまして、そこで協議をしておるんですが、昨年、この検討委員会の提案をさせていただいた時も、前町長も言いましたように、できるだけ早い時期に、この方向性を見極めまして、検討委員会で話し合っていく方向ではございますが、その具体的に、いつ、はっきりしたことが出るんやということが、なかなか申し上げられない状況もございまして、今、考える会、それからアンケートにおいて、いろんなご意見を賜っております。そういったことを取りまとめた上で、この2回目の検討委員会で協議した結果、年度内に方向が見えればいいですが、なかなか、それも、いろんなご意見をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういった意見を真摯に受け止めまして、その上で計画のほうを考えていきたいというふうなことを思っておるところでございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） この考える会の中で、アンケートの結果、一部なんですけども、お示しいただきました。

その中で見ますと、やっぱり、統合も仕方ないというような、消極的ながらも統合を認めざるを得ないんじゃないかというような意見が多かったように思います。

しかし、やっぱり子供の教育、これは本当に将来の佐用町、ひいては日本を背負っていく子供たちの大事な大事な教育を考えますと、そう簡単に結論が出る問題ではないと思います。

そして、少人数学級、複式学級、こういったものも、否定するばかりでなくてね、少人数学級教育もいい面もあります。先生との接触とか、そういった面で、利点もたくさんあります。そういったものも十分捉えて、統合ありきではないとおっしゃいますけども、あの場の進め方とかは、聞いていますと、どうしても統合ありきの進め方でないかなという面も感じました。そういったことでなしに、本当に、将来の子供たちの教育、大事なことなので、スケジュールに縛られるのではなくて、じっくりと、みんなで検討していただいて、どういった在り方が、本当に佐用町のためになるのか、十分に考えておまして、審議を進めていただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、2番、森脇裕和議員の発言を許可します。森脇裕和議員。

〔2番 森脇裕和議員 登壇〕

2番（森脇裕和君） 2番議席、森脇裕和です。

まずは、江見町長、ご就任おめでとうございます。

昨日からの一般質問大変ですが、よろしくお願ひします。

私、今日は、3点ほど質問させていただきたいと思ひます。

まず、1点目、ソーラー事業に係る農地の利用についてということで、お伺ひします。

最近、佐用町内でも耕作放棄地があらこちらにあり、車の移動中にも、よく目につくようになりました。このたび、私が気になったのは、これらの耕作放棄地のソーラー事業への転用です。地元の方と業者、折り合いをつけ、町民に影響がない場所なら進めていけばいいと思ひますが、町外のケースではありますが、施工業者によっては、地元、近隣住民が反対しても、かなり強引に工事を進めていると聞いたことがあります。

少し前に、施工業者さんと話をする機会がありましたが、県外から、わざわざ耕作放棄地を探しに来ておられました。

私は、ソーラー事業反対派ではないですし、使わなくなった田畑の固定資産税を収めてもらうよりは、ソーラー事業で上がった収益を税金で納めていただくほうが、町の財政にはいいのではないかと思ひます。

以上を踏まえて、町の現状と見解をお伺ひします。

まず、①つ目、ソーラーパネル設置にかかる土地への固定資産税の課税状況及び事業収益に対する課税状況はどういう状況にあるか。

②つ目、ソーラーパネルを設置しようとするれば、農地転用など、どのような手続きが必要になるか。

③つ目、地元の反対を押し切って強引に工事を進める業者に対し、規制等町が対抗でき

る手段はないのか。また、施工方法の変更を業者に指示することはできないのか。

④つ目、せっかく売れそうだった土地が地元の反対で売れなかった場合、町で何らかの救済は考えられないか。

あと、再質問は所定の席でさせていただきます。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、森協議員からの最初のご質問でありますソーラー事業に係る農地の利用についてということで、お答えをさせていただきます。

10 数年から町内各地で太陽光発電施設の設置がされてきておりますが、当初の頃は、町外の事例ではございますが、設置された施設が法面ごと崩壊するような危険な現場が散見され、施設の設置を危惧するというような部分もございました。国や県においても、このような状況を踏まえて、法律や条例で規制がかけられるようになりましたが、一方で、地球環境の保全のために、私たちの生活に必要なエネルギーのうちに占める再生可能エネルギーの割合を増加させるという意味では、一定の成果が出ているものというふうに理解をしております。これらの状況を踏まえた上で、森協議員へのご質問に、それぞれ、お答えをさせていただきますと思います。

まず、①点目の固定資産税の課税状況及び事業収益に対する課税の状況について、お答えをさせていただきます。

令和7年度に課税をされました太陽光発電設備の固定資産税は、設備に対する部分の税収が4,138万1,000円で、その敷地として課税された土地の部分の税収が1,104万8,000円でありまして、合計5,242万9,000円となります。これは町全体の税収でありまして、山林に設置された大規模な物ですとか、工場の屋根に設置された、こういった物も含んだものということでございます。

今回のご質問では、農地に太陽光発電施設を設置される場合について、お尋ねでございますので、もともと農地であった土地に太陽光発電設備が設置されている4か所22筆の調査を行い、この調査を基に、例えば、1,000平米、1反の田に太陽光発電設備が設置をされたと仮定をいたしまして、その増収額を算出したところでございます。

結果、大規模な造成工事はしないという、一般的な工事が行われたと仮定して固定資産税を算出いたしますと、土地が田んぼの時には1,600円が4万3,700円に、太陽光発電設備が、これはもう新たにかかることとなりますが、29万3,500円、合わせて33万6,400円ということで、200倍以上の増収になるというふうに試算がされました。

次に、事業収益に対する税額についてでございますが、個人、法人とも太陽光発電事業だけで、この事業収益を抽出するという方法がございませんので、これは算定することはできないんですけれども、当然、収益は上がっているわけですから、税収は増加していると考えられます。

続いて、②点目の農地にソーラーパネルを設置する際の手続きについてでございますが、農地を農地以外の用途に転用する場合には、農地法第4条による農地転用許可手続きが必要となってまいります。農地転用に合わせて所有権を移転しようという場合には、農地法第5条によりまして、同時に許可申請を行っていただくこととなります。これらの手続きは、佐用町の農業委員会で受付した後に県に進達をして、県が許可または不許可の判断を行うこととなります。転用申請には、転用することで周辺の水利や農地に影響を及ぼすことがないようにと、水利関係者や農会長の同意が必須となっているなど、一定の条件を満

たしていなければ許可がなされないということになってございます。

また、農業振興地域の整備に関する法律に規定される農用地区域、一般的に農振農用地と呼ばれるものでありますが、これに指定される農用地は、農地以外の用途に転用することはできません。そのため、農振農用地であれば、先に農用地からの除外を行った上で、先ほどの農地法第4条または第5条の許可申請を行っていただくこととなります。

この農振農用地の除外というのは、県農業振興地域整備対策協議会で可否が判断されるということになりますが、この農用地区域は、地域農業に必要な農用地として指定がしてある土地ということになりますので、簡単に除外することはできません。

例えば、土地改良事業を実施した農地では、相当な理由がないと除外はできませんし、仮にできるとなった場合でも、この農地の集団の端部、まあ、端に位置する等、周辺の農業に支障がないように配慮がなされなければならないということになってございます。

以上のように、農地の位置ですとか、状況によって手続きは異なってまいります、何の手続きもなしに農地を農地以外に転用するということができないということになっております。

仮に無断で農地の転用が確認された場合には、農業委員会から農地への復元命令がなされることになるほか、農地法の罰則規定もございますので、ご注意をいただきたいというふうに思います。

次に、③点目のご質問でございますが、農地については、先ほど申し上げましたとおり、地域や水利の承諾がなければ転用の許可が下りませんので、強引に事業を進めるということはできません。ただし、農地以外の土地で、県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に該当しない小規模なものにあつては、特に届出の必要はありませんが、事業の実施によって、他の法令等の手続の範囲内で違反等が確認された場合には、関係部署より指導が行われることとなります。

最後に、④点目の、せっかく売れそうだった土地が地元の反対で売れなかった場合、町で何らかの救済策は考えられないかのご質問でございますが、結論から申し上げますと、民間での不動産取引でございますので、町ができることはございませんが、活用の見込みのない土地の所有者の方が、その土地の管理に苦慮されているということは、よくお聞きする話でございます。現時点で町ができることといえば、その土地が農地であれば、農地バンク等の活用をご提案させていただいたり、山林であれば町有林化促進事業をご案内するほか、国の制度ではございますが、相続財産国庫帰属制度を紹介するというようなことが考えられますので、ケースによって様々ですが、ご相談には応じてまいりたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） 今回も丁寧に答えていただいたので、あんまり聞くことがなくなつてしまったんですが、まず、税について、ちょっと、もう一度お聞きします。

先ほど、仮の話だったんですけども、200倍ぐらいになるということだったんで、町に対しては、悪い話ではないかなというふうに思うんですけども、まず、これ、当然、固定資産税っていうのは、町に入ると思うんですけども、この収益、売電による収益とかあった場合、これ町外の業者の場合は、どこに税金が入るようになるんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大上税務課長。

税務課長（大上 崇君） お答えいたします。

法人と個人の場合がございます。

法人の場合ですと、町内に事業所があり、人が常駐するような事業所がある法人については、町内の収入になります。

ソーラー発電施設だけがあるような町外の法人が建てられた場合は、その法人の所在地のほうで課税になります。

個人の場合、その方の住所地で課税になりますので、町内の方のソーラー発電収入は佐用町の税収になりますが、町外の方の場合、その方の住所地での課税となります。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） 税のほうは、町にとっては、固定資産税は確実に入ると、農地1反で1,600円、これが33万ということで、かなり増えてくると、今言ったように200倍になるということで、これ進めたらいいのかどうかは、ちょっと、私も分からないですが、町にとって、税金だけ考えればいいんじゃないかなというふうには思います。

あと、手続きなんですけども、今、農地法の4条、5条という話があったんですけども、これ4条と5条で、何か条件に違いとかありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

農地法第4条といたしますが、農地の転用になります。いずれも農地の転用になるんですけども、農地の所有者の方が、引き続き、その土地を所有された上で、農地を農地以外のものにする場合は、農地法の第4条ということになります。

農地法第5条といたしますが、所有権、要は、土地を売り買いとか、譲渡とかして、尚且つ農地を農地以外のものに転用しようとする場合ですので、農地転用と所有権移転を同時にされる場合の手続きになってございます。

いずれにしても、農地を農地以外のものにする手続きということには変わりはありません。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

これね、所有者が転用する場合と、売買または借りて転用する場合ということだと思う

んですけれども、これ、転用する場合の、例えば、農業用の倉庫だったりする場合と、こういう、今言ったように、太陽光にする場合とかなんかで、条件が違ったりとかいうのはありますか。何もないですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

農業利用ということで、農業用倉庫であったりってというのは、もちろん農業に必要な施設でございますので、この許可申請、規模にもよるんですけれども、許可申請必要なしに届出だけでできるという、そういった措置もございます。

ただ、農業目的でない場合は、必ず、この許可が必要になってまいります。

ただ、それを認められるか、認められないかっていう条件に関しては、特に、その縛りがあるわけではございませんので、やむを得ないというふうに判断されるようであれば、基本的に許可されるものというふうにお考えいただければ結構かと思えます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

そしたら、今度、③つ目の、強引に工事を進める業者に対してということなんですけども、業者さん、私も、お話をさせてもらった業者さんっていうのは、結構、遠くの方だったんで、日本全国を回って、こういう土地を探しとんやという方だったんですけども、中には、その方は、良心的な人だったんですけども、中にはね、怖い人もいらっしゃいます。

これ、ソーラー反対やということがあっても、なかなか、文句を言うのが怖いような人もいるんで、そういった場合、前もって、何か町として対策ができないかなというふうに思ったんですけども、人は見た目で判断できないし、難しいと思うんですけども、例えば、パネルができるということになった場合に、するということになった場合に、パネルの施工、パネルが、例えば、よく走っておったら、こう1枚もので、大きなパネル、端のほうへ行ったら4、5メートルぐらいの高さになるのかなのようなパネルとか、何列かに並べて、低くて、何列かに並べたパネルがあったりするんですけども、そういったやつ、高くなるやつを低く抑えてくれとか、そういう、どう言ったらいいのかな、指導というか、こっちにしてくれとかいうような指導とかいうのは、町のほうで何か対策できるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたしますが、私の立場では農地を転用してということになるので、農地に限って、お答えさせていただきます。

転用申請が出てきた際に、事業計画をお示しいたします。その際に、例えば、隣接の農地が陰になって影響があるとかっていう場合は、当然、その隣接の農地の所有者の方っていうのは、同意なかなかされない場合もあると思えますので、そういった場合には、許

可することはできません。書類不備ということになってまいります。

ただ、そこで、陰にならんようにしていただきってということまでは、我々の立場としては、なかなか言えないというところがございます。

そこは、その事業主の方と、その近隣の方との調整、折り合いをつけていただいた上で事業計画を立てていただくということが、基本になろうかというふうに思います。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） 多分そうかなと、本人さん同士でという形にはなろうかと思うんで、一応、確認のために聞かせていただきました。

あと、④つ目の、せっかく売れそうだったのにというのがあるんですけども、これ、私も仕事で草刈り、結構頼まれます。農地、そのまま放棄しておると、草刈りだけ、ちょっと、迷惑かかるんで刈ってくれというようなことがあるんですけど、年2回ぐらいは刈るようになります。そしたら、やっぱり面積にもよるんですけども、5、6万円はかかってくるということなので、今まで自分でやっておったんやけど、年で自分、もうできんようになったからやってくれと、収入も年金ぐらいしかないからということで、まあまあ、話聞けば、結構、気の毒なんですけども、もう何もしない田んぼに、毎年、毎年、5万、10万円かけていかなあかんということで、気の毒なので、何とかしてあげたいなということで、ちょっと、聞いたんですけども、確かに、個人の田んぼなので、町が何とかするということはできないというのは前提であるんですけども、例えば、先ほど、答弁にもあったんですけど、ちょっと私もよく分からなかったんで、どうしても、こういったやつ、もう手間が嫌やから、手放したいというのを、もう一度、ちょっと、どんな方法があるのかというのが、もう一度、ちょっと、教えていただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、先ほど、町長からの答弁を、再度確認させていただきたいというふうに思いますけども、まず、この土地が農地であることということが、1つの条件ではございますが、農地であれば、農地バンクと言いますけども、農地の貸し借り、売り買いではなくって、貸し借り、農地を借りて、次、農業者の方が耕作されようとするという、そういう登録制度がございます。

ただ、これも、その後で、その農地を借りて農業をしようとするだけの優良農地であれば、可能性は、かなり高いですけども、例えば、山際で、元々、栗園であったとか、そういったところも農地に含まれます。そういったところ、借り手があるかということ、なかなか、いないというのが正直なところだというふうに思いますので、全てが、この農地バンクの制度で解決できるというものではございません。

それと、農地以外のもの、山林であれば町有林化促進事業といいまして、町が引き取りますという制度がございますので、そちらで、ご相談をいただければということをお考えしております。

それと、最後に、相続財産国庫帰属制度というものがございます。これ1年、2年前に

制度化されたものだというふうに、記憶はしておるんですけども、相続で引き受けた土地で、自らが管理できないものを国に帰属させるという制度でございます。

ちょっと、手元に詳細な資料がございませんけども、その申出をする際に、土地の当面の何年か分の、その管理料を添えて国に帰属するということになります。

受けた分、国庫に帰属されるわけなので、所有者は国ということになるんですけども、その国が、おそらく、その土地をいつまでも所有していくっていうの、なかなか困難なことだと思うので、その土地の活用を自治体に活用の見込みありませんかっていう紹介も、時々、もう既に来ております。町内でも事例はございます。

ただ、その管理料というのも決して安いものではございません。

そういった中で、森協議員おっしゃるように、そういった自主的に荒廃しないようにということで、年に何か、そういった草刈り作業をしておられるということは、本当に我々としてはありがたい気持ちでございます。

逆に、その費用が、なかなか捻出できないので、結局は、もう何もせずに山になっていくような、そういった農地も最近たくさん見受けられますので、大きな課題であるということは認識してございますが、なかなか、これといった策がないというのも正直なところだというふうに考えております。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） これといった手立てはないということだと思うんで、今後、いろんな制度が、もし変わったりして、何かいいのがあれば、また、教えていただきたいというふうに思います。

では、この質問は終わって、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問ですが、野生動物防護柵設置費補助金について、お伺いします。

防護柵の設置費補助金ですが、新規と更新で補助率が違います。新規の場合85%、更新の場合70%で、更新のほうが少ないですが、実際には、更新のほうが、手間がかかるのではないかなというふうに思います。補助金は、材料費のみを対象としているため、負担できない農会は工事を外部委託せず、自前で人夫を募り設置することになります。

高齢化や就農人口の少ない集落では、設置にかかるこの労役、人手が確保できない状況になっています。設置を外部委託に頼らざるを得ない農会もあり、地形によっては重機や搬送に係る経費も生じ、農会の負担は、ますます大きくなっています。

以上のことを踏まえ、以下の点について、お伺いします。

まず、①つめ、防護柵の設置補助金の算定の根拠、特に、更新が新規と比べて、70%と補助率が低い理由を伺います。

②つ目、標準的な工事費を補助対象に含められないか。もしくは、新規と更新の補助率を同率に上げることはできないか、お伺いします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、森協議員からの2点目のご質問でございます、野生動物防護柵設置費補助金についてということに、お答えをさせていただきます。

野生動物による農業被害に関しましては、これまでの議会においても何度も取り上げていただいておりますけれども、農業経営を続けていく上で、大変、大きな課題になっていることは十分に承知をしている次第でございます。

佐用町のような、中山間地という地形や、山林の特に林縁部、林の端の部分ですね。林縁部の放置によりまして、人間と動物の棲家の緩衝帯がなくなっていることなどにより、本来、奥山に住んでいるはずの野生動物が、人間の生活圏のすぐ近くに棲家を置いて、人間が作付けした農作物を餌にしていると、こういった状況だろうと思います。

そのために、佐用町では、農作物を野生動物の食害から守るために、防護柵設置に係る材料費について、助成をさせていただいているところでございます。

補助率については、森協議員、ご発言のとおりでございますが、これほど高い率の補助金を交付している自治体は、佐用町以外には聞いたことはございません。持続的かつ安定的な農業経営のために、非常に手厚い制度であるというふうに考えておりますが、一方で、過疎化や高齢化によって、柵の設置に係る人員が確保できないという現状もお聞きしております。ここにつきましては、農会や地域において、非農家の方にもご協力をいただいたり、ボランティアを募ったりしておられる地域もあるということですので、ぜひ、引き続き頑張ってくださいというふうに考えております。

それでは、①点目のご質問でございます、防護柵の設置補助金の算定根拠、特に更新が70%と補助率が低い理由について、お答えをさせていただきます。

まず、更新の定義について、ご説明をさせていただきますけれども、過去に町が補助金を交付して設置した獣害防止柵を経年劣化等の理由によりまして、設置しなおす場合というふうにいたしております。通常でありますれば、多額の補助金を交付させていただいて、地域の皆さんが多大の労力をかけて設置された獣害柵でございますので、平時の維持管理において、部分的な補修を繰り返していただいて、長く、その効果を発揮していただきたいというふうに考えておりますが、例えば、過去に電気柵を設置され場合に、バッテリー等電源部や電線の経年劣化のために全面的な更新が必要になる場合もございます。また、この電気柵は、設置の労力は少なく済みますが、維持管理については、非常に、こまめな草刈りが必要で、管理を怠ると効果が著しく低下をするというような理由から、ワイヤーメッシュに替えたいというような地域もございます。

更新に係る補助率を下げさせていただいている理由といたしましては、もともと、更新については、補助の対象とはなっておりませんでした。先ほど、申し上げました事例等により、多くの要望が寄せられたことから、令和4年度から補助対象とさせていただいているところでございます。

なお、実施に当たっては、既設の材料で流用できるものは、可能な限り流用をさせていただくことで事業費の抑制を図っていただき、町の負担も、それから、地元の負担も低減していきたいというふうに考えております。

なお、森協議員ご自身が、70%の補助率が低いというふうにお考えなのかどうかは分かりませんが、近隣の自治体においては、新規でも、これだけ高い補助率のところはないというのも事実でございます。

それだけ、佐用町は、農地の維持や持続的な農業経営のために農業政策に対して、農業者の皆さんへの手厚い支援を行っているということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、②点目の標準的な工事費を補助対象に含められないか。もしくは、新規と更新の補助率を同率に上げることはできないかということについて、お答えをさせていただきます。

獣害柵の設置に係る費用につきましては、地元で施工される場合には、その日当などの

人件費のことと思いますが、これにつきましては、多面的機能支払交付金、いわゆる、水土里会ですけれども、こちらや、中山間地域直接支払などをご活用いただければというふうに思います。

仮に、この設置費用を補助対象に含めたとしても、限られた財源の中で、やりくりしなければなりませんので、補助率を下げさせていただくなどの措置が必要になるかと予想されますが、先ほど申し上げました財源を活用いただくほうが効果的かつ効率的であるというふうに考えます。

なお、更新の補助率を新規の場合と同率に上げることにつきましては、①点目のご質問でお答えさせていただいたとおりでございますが、できるだけ、既設の柵を補修しながら長くお使いいただくことや、更新に係る経費の抑制を図ることで、町と地元の費用負担を軽減したいということの考えが基本でございます。

また、この事業にかかります予算規模につきましては、5年前までは毎年700万円程度の予算でございましたが、ここ数年は、2,500万円を計上させていただいており、できるだけ多くの要望にお応えできるように努めているところでございます。

地元負担の軽減ということも、もちろん大切ではありますが、この事業により、野生動物からの被害を守る農地を増やすことということを優先的に考えておりますので、持続可能な制度として維持できるように、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

まず、全体として、この補助率というのは、私も決して低いというわけではないというふうに思っています。

ただ、新規と更新を比べた時に、85と70と比べた時に、ちょっと、数字の差があるから一緒にできないかなというようなことだと思うんですけども、この件については、今、答弁されたとおりで、何とか、持続可能なということで、予算の話もあったんですけども、多分、去年も、今年も2,500万円ずつの予算を組んでおったのかな。多分、決算の時は3,500万円ぐらいになっておったと思うんですけども、確かに、それなりの予算がかかって、対応していただいているので、今後、できれば、補助率で更新のほうも上げられるようなことがあれば、ちょっと、頑張ってもらいたいなと思います。

この質問は、特に再質問ないんで、次の質問に移りたいと思います。

3つ目、新町長に伺うということで、お聞きします。

町長就任後、初めての一般質問なので、1つだけ伺います。

町長選出馬表明してから、各地域で演説会を開催されておりました。その折、公約を書いたチラシを配られておりましたが、その中には、山のことが全く書かれておりませんでした。

あえて書かれなかったのかは、ちょっと、分かりませんが、町有林化事業、早生樹施業は、前町長から引き継いで、今後も推進されるのかお伺いします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、森協議員からの３点目のご質問でございます、新町長に何うということについて、お答えをさせていただきたいと思えます。

議員、ご指摘のとおり、森林にかかる行政と言いますか、そういう分野については、後援会だより等で、特段の記載ということはしておりませんでした。その理由といたしましては、私自身が特に強い思いを持って取り組みたいと考える事項を中心に整理をして、３つの基本方針と 10 のまちづくり具体策というような形で取りまとめをさせていただいたからでございます。

町内各地で開催させていただいた懇談会におきましても、限られた時間の中で、お集まりいただいた皆様に、その内容をお伝えすることで精一杯でございました。

また、選挙広報等の紙面にも限りがございますことから、この今、ご質問いただいております、この森林にかかる問題に関わらず、言及できなかった課題というのもたくさんございます。

なお、ある懇談会の会場におきましては、今、お尋ねいただいている森林行政に関するご質問をいただいて、その際には、私の考え方も、直接、お伝えをさせていただいたような会場もございます。

この森林行政につきましては、前町長が大変熱心に取り組まれていたということは、私自身、職員時代、そして、副町長時代から、十分承知をしているところでございます。日本のトップランナーとなりうる先進的な施策を展開してこられたものというふうに認識しておりますので、これらの取組は引き継いでいくという考えでございます。

具体的には、町民の暮らしの安全を守るため、「災害に強い森づくり」と、地球温暖化防止をはじめとする森林の「公益的・多面的機能」の発揮に向けて、林業の経済性を高めつつ、森林資源の活用による持続可能な森林整備を推進していくという、そういう考え方で取り組みたいというふうに思えます。

これについては、確か、神戸新聞のアンケートでも、そのように回答させていただいたように記憶をいたしております。

ご質問の町有林化事業や早生樹施業につきましても、これまでの取組を踏まえて、基本的には、その方向性を引き継ぎながら、必要な見直しや改善を行いつつ推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） ちょっと、山のことが書かれてなかったんでどうかなと思って、質問させてもらったんですけども、引き続きいう形になるのかなと思います。

それで、先日も、別の議員の質問の中に、山の中で井土課長かな、この間出た、山を経済活動の場にとというような話もあったんですけども、今、町内で林業をされてる業者さんというかは、何社ぐらいありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

町内に事業所を置かれておられる林業事業体といたしましては、森林組合とかになるんですけども、2社ございます。森林組合と、それ以外に株式会社が2社ということになってございますが、それ以外、町内で森林経営計画と申しますけれども、そのような、その法手続きを踏んで補助金も交付されながら活動されておるという事業体、個人に近いような方もいらっしゃるんですけども、そこを含めると4社になってまいります。

さらに、それ以外にも、ご自身の所有されておる山を山林をご自身で管理されたり伐採して出荷されたりされておられます。自伐型林業家と呼ばれるような方も複数いらっしゃいますが、そういった方は補助金もらわずに、補助金の要件にあいませんので、除きますと、実際、補助金を交付いただけるような、そういった個人、団体が4社ほどということでございます。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

委員（森脇裕和君） これ、町長の話が聞きたかったんで、ちょっと、何社ぐらいあるのかなというのが気になって聞いたんですけども、まず、なんやったかな、これか、佐用町の森林ビジョンの中に、前町長の挨拶が最初のほうに載っておったんですが、その中に、途中で、一部ですけども、「先代が多大の費用と労力をかけてきた森林は荒廃し、水源の涵養や土壌の保全機能を失い、我々の生活に脅威をもたらす負の遺産となり替わりつつあります」というのが文言の中に入っておるんですけども、まさに、私も、そのとおりかなと思うんですけども、今言ったように、山を経済活動の場という話もあるので、やっぱり、山を負の遺産から、やっぱり佐用町は山しかないのも、山が、8割以上山なので、これを財産に変えてもらいたいということ、ちょっと、お願いして、質問を終わります。

議長（千種和英君） 森脇裕和議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前11時36分 休憩

午後01時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

12番、山本幹雄議員の発言を許可します。山本幹雄議員。

〔12番 山本幹雄君 登壇〕

12番（山本幹雄君） 12番議席の山本です。

今日は、町長に、旧佐用郡4町の合併にかける思いをどう引き継ごうと考えているのかを伺います。

ですが、まずは、先日の町長選、当選、おめでとうございます。お祝いの言葉を、ちょっと、述べさせていただきます。

昨日の質問では、なかなかよい質問をされ、私も感心しながら、他の議員の質問を聞いておりました。誰の質問かというのは、ちょっと、言えませんが、昨日の質問は、皆さん、よく勉強され、いい質問だったと思いますけども、そこで、私は、もう少し、こう掘り下げて、何を、どのようにするのかを具体的に伺っていきいたいなというふうに思います。

20年前、旧佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町は合併し、今の佐用町となっております。それは国の情勢で、小さい町のままでは、財政的に現状のサービスを続けることが難しいと。行政単位を大きくすることにより、財政的問題に対処できるとの方向性で、国が取り組み、指導がなされ、その方向性に沿って、全国の自治体が合併へと舵を切っていきました。

しかし、行政合併というのは、そう簡単なことではなく、当時、全国的にも、かなり厳しい反対意見もあったことは間違いありません。

例に漏れず、佐用郡4町も合併協は一度解散するということになり、かなり大きな問題になりました。

そこで、一時は、佐用町と上月町だけで合併を進めようということにもなったり、当時、私は、上月町の議員をしておりましたが、本当に難しい問題であると感じておりました。

しかし、現状のサービスを続けるには、4町合併しかない。そういう思いで、合併推進で話を進めてまいりました。

上月町議会としては、合併資料を基にQ&Aを作成し、町内全域の集落を回り説明会を開き、住民の了解をいただけてきました。

当然、議員の中にも、合併反対の方もおられた中での説明会だったんで、なかなか大変だったことも思い出されます。

今となっては、なかなかの思い出であります。

ただ、その時、一番住民の方が心配されたのは、合併すれば、端々は切り捨てられる。一部が得をするだけの合併にならないかという声であり、心配が大勢を占めたということです。

ただ、合併の概念は、隅々まで手厚いサービスを行うというものであり、当時、当局には4人の町長に、4人の助役、収入役がおり、各課長に、職員も大幅削減でき、議員も54人いるが22人まで削減し、議員だけでも32人の議員が削減できる、財政コストは大幅に削減でき、その分、サービスの維持を行えると。スケールメリットも出て来るので、より充実した行政が行えるというものであります。

そのように説明し、住民と対話し、了解をいただいた経緯があります。

もう一度言いますが、端々は切り捨てられるとの声に、そんなことは、絶対にないと説明をし、合併協を離脱した2町の住民にも了解をいただき、平成17年10月に4町の合併の調印が行われ、現在に至っております。

そういったことを理解し、新町長には、旧4町に公平なサービス、このサービスと言うのは、福祉サービスだけでなくして、町政全般ですけれども、行っていただけるものと信じておりますけども、その思いを、新町長は、どのように感じているのか、伺いたいと思います。答弁、よろしく申し上げます。

議長（千種和英君）

江見町長。

町長（江見秀樹君） それでは、山本議員からの旧佐用郡4町の合併にかける思いをどう捉え、引き継ぐ思いはということで、ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今から20年前、私が言うまでもございせんが、旧佐用町・上月町・南光町・三日月町が合併し、現在の佐用町が誕生をいたしました。

議員おっしゃるとおり、当時は、国の行財政改革の流れの中で、小さな町が単独で、これまでと同じ水準の行政サービスを維持していくことが極めて厳しい状況にありました。その中で、旧4町の議会と行政、そして、住民の皆様が、大変なご苦勞と葛藤を経て、合併という決断に最終的には至られたわけでございます。

とりわけ、山本議員が当時の旧上月町議会の一員として、合併に関するQ&A資料を作成され、町内の集落を一つ一つ回って、丁寧に説明を重ねられましたこと、先ほど、おっしゃいました「端々は切り捨てられるのではないか」、また、「一部だけが得をする合併ではないか」と、こういった不安に真正面から向き合っただけでこられたことに、改めて深い敬意を表したいというふうに思えます。

当時、合併の理念として掲げられましたのは、「町の隅々まで手厚い行政サービスを行う」というものでございました。

4人の町長と、助役が1人に、54人の議員が22人に、管理職を含め役場全体の組織をスリム化して、行財政を効率化することで、住民サービスを可能な限り守って、そして、高めていく。これが、旧4町の皆様が苦渋の選択をされ、合併を選ばれた根本の「思い」であったというふうに、私も受け止めております。

私は、ちょうど、この合併20年という節目の年に、前町長から町政を引き継いだわけがあります。前町長は、長きにわたって、この旧4町の融和ということを大きなテーマとして、財政の安定はもとより、医療・福祉・教育・インフラなどの行政サービスの維持と向上に努めてこられたと思っています。

その合併の成果と旧4町の融和の歩みを、しっかり受け止めまして、また、次の世代につなげていくことが、私に課せられた責任だというふうに感じております。

私は、好きな言葉として、この議会でも何度か申し上げたかもしれませんが、「不易流行」という言葉を掲げております。時代が変わっても、変えてはならない本質は大切に守りながら、一方で時代の変化に応じて、新しい手法も柔軟に取り入れていくという考え方でございます。

この合併の「変えてはならない本質」として、私は、先ほど、議員もおっしゃたように、中山間地域の厳しい条件の中でも、住民一人一人の暮らしを守っていくこと、そして、旧4町のどの地域も「切り捨てない」こと。そして、限られた財源だからこそ、効率化を図りながらも住民サービスを維持・充実させていくこと。この3点を、しっかりと継承してまいりたいというふうに思っております。

一方で、時代の変化に応じて、新しい手法や施策を柔軟に取り入れていくこととして、例えば、今議会でも何度か言及をさせていただいておりますが、局面に応じて、学校給食費と保育料の完全無償化を図ったり、あるいは、町内事業所の人材確保を支援に連携を深めていったりということを申し上げております。こういった、新たな施策、事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご質問にありました旧4町に公平な行政サービスを行うのかという点につきましては、私は、公平とは「全てを同じにすること」ということではなく、地域の実情ですとか、地理的条件を踏まえながらも、どこに住んでいても、大きな不安や不満を感じない水準を確保することだというふうに考えております。

その視点から、投資や事業の選択と集中が求められる局面においても、旧4町いずれかに、過度に偏ることなく、中長期的なバランスを見据え、「旧4町の役割」と「佐用町全体としての最適」ということを、丁寧に判断してまいりたいというふうに考えております。

そして、何より、合併に至るまでの住民説明や議論の積み重ね、「端々を切り捨てない」という約束、その重みを決して忘れることなく、20年を経た今だからこそ原点に立ち返りながら、私の任期は4年でございますけれども、次の5年、10年、20年先を、常に見据えたまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

人口減少や財政的な制約ということも、厳しい現実もございますが、合併の理念をしっかり受け継ぎまして、旧4町全ての地域の皆様とともに、いつまでも安心して暮らせる佐用町をつくっていく覚悟で町政運営には臨んでまいりたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） はい、新町長の話、丁寧な説明を聞かせていただきました。

その中で、限られた財源の中でも、まあまあ、均衡ある財政運営をしながら、皆さんに均衡ある、あるいはサービスをしていくというふうな話だったと思います。

そういうことで、そういう状況では、きちっと進めていただきたいと思っておりますけれども、ただ、今までの町長も、そうであったとは思わなくても、そうであったとは思わなくても、なかなか、そうではないかなというふうに感じられるところも多々あったのかなという、感じております。

それは、ある程度どうしても仕方がない部分もあるんです。

私は、旧上月の出身であるならば、どうしても、旧上月に目が向いてしまう。目が向いてしまうというよりも、どうしても、そこが一番よく見えてしまうと。

だから佐用の人が、佐用のことが一番見えてしまうのも多いただろうし、当然、佐用の人が一番意見を聞くことも多いただろうし、三日月の人であれば、南光の人であれば、当然、同じようなことが言えると、そういうことはある中で、私らから見たら、少しどうなのかなと、財政的に確かに厳しい問題もありましたけれども10年間は合併特例債、合併特例債じゃなくて、合併の交付税は、10年間は維持、5年間は、段階補正ということで、ありましたですよ。

その後、交付税も伸びてきたのは、あれありますけれども、ただ、その交付税、何が違うかということ、本来であれば1本算定を、その10年間は当初拡張算定にすると、そうすることによっては、どういうことか言うたら、当然、交付税の算入の中には、町長のほうも計算されるし、議会のほうも、こういう計算されている中で、交付税の算入されるという中で、10年間は、そういう意味では、非常に裕福ないい状態であったということは、もう間違いないと思います。

そういう中で、サービスという言葉を使ったけれども、福祉というだけじゃなくて、産業とか、観光とか、そういったことがどうなのかなと。

例えば、この前、ちょっと前だったですかね、三日月の三方里山の自転車のほうはどうかというように聞かれた時に、新しく自転車を買ったのかと言うと、確か、あの時は、自転車は買ってない。じゃあ、古いままの自転車を、まだ、使っているのかと。それだったら、本来、三日月の人が、そういう合併する時に、いろんな思いがあって、でも、守るためには、旧三日月を守るためにはという思いで離れたのが、もういっぺん戻ってきた

と、そういう中において、そういうところにも十分手厚く扱える 10 年間、延長しましたけども、十分できるだけに交付税算入、本来だったら佐用町の予算は 80 数億ぐらいではないかと、ところが 130 億を超える予算というのは、やっぱり、それだけ、手厚いものをもたらしたというのはあるんですけども、そういった、ちょっと話が長くなりましたけども、本当は、ちょっと短くするつもりだったんですけども、そういった、三日月なんかにあった、そういうものに対する、あんまり手を入れなかったんですけども、ただ、過去のことはいいんですけども、町長は、現町長は、そういった部分まで気がいくのかどうなのか。そういったことを、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） まず、先ほど、山本議員おっしゃいました 80 億、今現在、大体 130 億、年によっては、最近は臨時交付金なんかがありましたので 140 億ぐらいに予算がなったこともございます。

80 億ぐらいというのは、国が交付税上、算定する基準財政需要額が、そのぐらいだということで、多分おっしゃったんだと思うんですけども、やはり、これは、基準財政需要額と実際に佐用町が、この広い面積の中で町政運営をしていくためには、やはり、この 80 億まで予算が減るということは、当面は、おそらくちょっと難しいかなという気がしています。大きな、いわゆる公共事業がない年でも 100 億を下回ることは、ここ最近、全然ありませんでしたので、これは、あくまで基準財政需要額と、実際の運営の費用は違うのかなという気がしております。

先ほど議員がおっしゃったように、20 年経て、そういう合併特例債も、今年度で終わります。それから、そういう交付税の算定の特例も終了はいたしております。

そういう中ですけども、この今、佐用町の安定した財政というのは、やはり皆様が築いてこられた、この合併という選択があつてこそ、こういうことが、こういう状態になっているんだというふうに思います。

だからこそ、今回、新たに、一步踏み込んで新しい施策にも取り組んでいけるということは、これまでの皆様に、まず、感謝を申し上げたいというふうに思います。

今、1つの例として、三日月の三方里山のことをおっしゃったんだと思います。

当然、今、佐用町内でも、こういう、どう言うんでしょうか、公園的なものということになりますと、旧佐用町には憩いの広場、旧上月町には笹ヶ丘公園やホテルドームのところの運動場とかもございます。そして、南光では、南光スポーツ公園が、ご承知のとおりございます。三日月では、三方里山とか。味わいの里三日月は、ちょっと、公園とは言えないとは思いますが、そういう施設もございます。

そんな中で、やはり、この三方里山の、例えば、遊具ですとか、自転車というものも、現在、足りなくなっているというか、そのニーズに応じて足りなくなっているのであれば、そこは、しっかり利用者の方のお声を聞いた上で、過分なことはできませんけれども、そこは、しっかり調査した上で、本当に、そういう必要があるのであれば、そこは、しっかり担当課のほうと、お声を聞いた上で検討はしていけないといけないなというふうに思っています。

基本的な考え方として、私も江川の奥の大島というところに住んでおります。旧佐用町というくくりでは旧佐用町ですけども、もっと前の合併で言えば辺境のところでございます。

だから、別に、でも、私は、そこに住んでいて、特に切り捨てられたとかいうふうには思っておりませんが、先ほど、申し上げたとおり、完全に全てを公平にするということはいかないかもしれませんが、なるべく皆さんに大きな不満を抱かれないような町政にしていきたいという思いは、これはもう同じだというふうに思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 町長の考え方というのは、そういうことなので、やっぱり僕らが期待している部分、旧 4 町、どこも過不足ない、いい状態にしてもらえらるんだらうなということ、こう感じて、聞かせてもらいました。

ただ、それでも、やっぱり、ずっと 20 年間見てきて、どうしても一部に偏った、僕よく、この前から質問させてもらいますけども、観光産業なんかでも、かなり差が出てきているんじゃないかという話は何度もさせてもらったと思います。

はっきり言いまして、ちょっと、きつい言い方になりますけども、ねっ、歴史的に見て、例えば、上月城と北部にあるお城跡とはどうなんだと言うと、歴史的に見ては、かなり、天正 5 年、6 年、このあたりの戦いというのは、大河ドラマでも何回もするし、上月城が落とされる前の日に落とされてるのは、前の日ことないんですけども、少し前に落とされたのが、佐用城、福原城、あっこなんかでも 600 人ぐらい死んでると、皆殺しという状態の中であつたと、歴史的に見れば非常に面白いんですけども、実際問題、ほとんど取り上げられることなく来ていると、僕は、やっぱり、今、移住者とか、いろんな問題、この前から、昨日から質問の中でされてましたけども、そういうものを捉えようとした時に、やはり、観光というのは非常に大きな問題があるんだらう…ああ、問題じゃのうて、要素があるんだらうと、そして、今度、また、NHK の大河で一部、舞台になるというふうな話、上月町なんかありますけども、そういったことを、このテレビで、大河で出るというのは、非常に PR 活動としては大きいと、新聞でいくら使うよりも、よっぽど大きな効果があると、佐用町がどう頑張っても大河ドラマに出るにはかなわない。それぐらい大きな PR が今回あると。

ただ、ちょっと、失礼ですけども、ちょっと、前の町長には悪いんですけども、以前、黒田官兵衛やった時には、ほとんど何もしなかったんですね。僕、何回も言ったけど、何もしないと。旗さえなかったと。あそこに黒田官兵衛の旗 2 つあった。してたんです。上月城の。その旗は何かと言うと、安来市の、あそこから持って来て、うちらと一緒にやりませんでした。旗くれたやつを立てておったんです。これ、恥ずかしいですよ。

遠くから来られて話しよって、何もなし。何もしてない。何なのっていう。これ佐用町何なのっていうのを、よく言われるわけですよ。

だけど、今回、ちょっと、また、テレビに出て、そういうふうに放送されるという部分があるのであるならば、やはり佐用町として、僕が恥ずかしいんじゃないかと、佐用町として、きちっとしたことだけは取り組んでいかなければいけないんじゃないかと、そういう思いで、ちょっと、聞かせてもらいましたけども、どうですかね。そこらへん。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） この山城関係については、以前に西播磨県民局にいらっしゃった県民局長さんも非常に一生懸命取り組んでいただきまして、一定程度の PR も進んできていると思います。

特に、平成 29 年でしたか、利神城跡が国史跡になったのは、その後、利神城跡を契機として、その平福の道の駅の駐車場の整備だったりとか、確かに、そちらのほうに一定程度、どう言うんでしょう、投資をしてきたということは事実であります。

これは、やはり、私自身としては、あまり、そこには旧町意識というか、そういうことは強く思っているわけではなくて、まずは、今、脚光を浴びている利神城と平福というところに一定程度投資をした上で、まずは、そこから町内の、そういう山城、山城だけじゃなくてもいいんです。それは、ひまわり畑でもいいですし、三日月の味わいの里でもいいんですけれども、また、飛龍の滝とか、そういうのもいいんですが、そういうところに、観光の専門用語というか、そういうので言うとトリクルダウンというんですけど、滴り落ちるといえるか、ずっと回っていきけるような、そういうことにつながっていけばいいなという、そういう段階であったというふうに思います。

先ほど、官兵衛、黒田官兵衛の時の話があって、その時は、私も珍しく、大河ドラマを拝見しましたけれども、バックに飛龍の滝が、オープニングの部分で使われたりして、一定程度、いわゆる交流人口の増加ということもあったんだろうと思います。その時には、私も、あまり観光という部署におりませんでしたから、どのような施策をされたかということは、詳しくは承知しておりませんが、今度、また、そういうふうな、大河ということに取り上げられるのであれば、やはり、そこは可能性という部分は、十分あると思います。そこを切り口にして、また、町内を巡っていただく、お買い物をしていただく、お金を落としていただく、また、それによって、住民の人の誇りを取り戻すと、そういうふうなことにつながればいいなと思っておりますので、そこは、しっかり PR ができればいいんじゃないかと思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） ちょっと、利神城の国指定は平成 9 年言うたんですかね。

〔「29 年」と呼ぶ者あり〕

12 番（山本幹雄君） 29 年。29 年だったかな。いや、僕、その 2 が聞こえなんだで、9 年、それは、絶対違うなと思っちゃった。

僕が、合併した後でしたからね、高木さんらが一生懸命やられとって、一緒に、分かったは、応援するはいいながら、こうやっというのは覚えてますから、ちょっと、聞き違えたかなと、すみません。そうですね。いうのはありました。

それで、やっぱり、上月城だけじゃなくして、どう多く日本中に PR して、移住者の人に来てもらうか、そういう時には PR できるものがあつたら、PR どんどんしていくと。それが、大河ドラマということであるならば一番いいのであって、そして、以前、僕、久崎の経納遺跡について、質問させてもらいました。それについても、今日、ちょっと、何か、そういう話も、ほかの議員のほうから聞いたりもしましたので、こんなもんあるんやけども、どうかと、古い遺跡なんでどうかという話、いや、私、前、質問させてもらいましたよいう話をさせてもらたんですけども、そういったものを PR できるものなら、なんなど

PRしながら、そして、さっきも言うたけども、佐用城、福原城においても、ほとんど今まではPRされることはなかったと思う。

ところが、あそこも、さっきも言ったように600人も戦いで死んだって、これ大きい大変なこと。実際、本当に600人も死んだかどうかは分かりませんが、そういうあの時代、一番日本が混乱というか、そういう時代に、いろいろあって多くの人が夢を求めて、夢が散って、いろいろあった時代に、あそこも大変なことがあったんだなというようなことがあるんだけど、ほとんど僕もPRもしないし、ほとんどされることもあんまりないのかなど。僕ら来た時には、あそこで前の日に落とされて、その後、こっちへ、上月城へ来たよというのが、よく話されるんですけども、実際、そういったことない。

だから、旧、東の三日月から三方里山の話をしましたけども、三方里山だけじゃなくて、実は、あそこ、奥のほうに元氣工房があって、トレーニング器具を置いとったんですよ、バーベルやいろんなものを置いとったんですよ。行ったことないですか。僕ら行きましたよ。バーベルとか、機械、いろんな機械あったんです。今は、寂しい状態です。

あっこの元氣工房なんか、僕、知り合いの人が、あっこへ行くん楽しみにしておったんやいうのを、合併して、いとも簡単に閉めてしまった。あの時の説明会では、住民の人は納得している。ところが、住民の人が、何で、お前、閉めるんやって、僕、住民の人に怒られる。それで、怒られるから、住民の人、怒っておるやないか、話違うやないか。いやいや、住民の人、納得しておるで、（聴取不能）。

だけど、僕は、やっぱり、旧三日月の町長、議員が、どう思ったか。それは、さっきも言ったけど、端々まで、旧三日月の人らが、北のほうから南のほうまで、思いを、サービスを行き届かさなあかんという思いで、あんな奥につくった。あんな奥って失礼、今の言い、ちょっと間違い、奥につくったじゃないかと思えます。

やっぱり、そういうことが、行政としては、一番肝心なのかな。それを、一番に切ってしまうというのは、ちょっと、私は、住民に叱られたいうのもあるけども、いや違うだろうと、そういうところまで、やっぱり気は巡らせながら行政しないと駄目じゃないかなというのはいったいと思えます。

だから、そういうことを、町長に、今後、そういう方向性の中で、考えてもらいたいなというふうに思えます。そこらへんで、もう1回、何か答弁。

あの、そこだけじゃなくて、よく言われるように三日月だったら、門、陣屋門もあるし、そこらへんも一緒にどうかなというのがある。ちょっと、もういっぺん答弁お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 先ほど、山本議員のほうが言いました、元氣工房ではなくて、けんこうの里のことですね。

12番（山本幹雄君） ああ、ごめん。間違えた。けんこうの里。元氣工房は間違いです。

町長（江見秀樹君） けんこうの里の件だと思いますけれども、これ、私の認識でありますけれども、これ、その端々だから何かこう閉めたとかいうことではなくて、やはり、あそこは温泉の泉源の問題もございましたし、やはりスポーツジムの機材なんかも置いてあって、私は行ったことはありますけど、あれ最初は、講習が必要だったそうで、実際には使ったことはありませんが、そういう、やっぱり利用率のこともあったんだろうと思いま

す。そして、その利用が低迷していく中で、機械も、当然、年数が経ってくると老朽化といえますか、危なくなってくるというような中で、総合的に判断されて、そこについては閉鎖になったというふうな、私の認識であります。

ただ、それに代わる措置として、十分ではないかもしれませんが、三日月の地域交流センターに、そういった施設をつくろうということで、現在、ランニングマシンですとか、サイクリングマシンとは言わないんですか、ペダルがついた、そういったものが設置されているんだらうというふうに思っておりますので、決して、その何か、端々を切り捨てていくと、そういった考えではないというふうには思っております。

先ほど、このけんこうの里に限らずですけども、先ほど、上月のことも言われました。おっしゃっていただいた以外にも、上月城のふもとは、山本議員には言うまでもなく歴史資料館や皆田和紙の保存館もありますし、それに浅瀬山、仁位山、そして仁位山から高倉山城に続く登山道なんかもございます。

私も、ここ最近では忙しくて、できておりませんけれども、一時は山登りによく行っておりました、佐用ハイキングクラブの皆さんと登山道整備なんかをして、浅瀬山にも、また、高倉山にも上りました。こういうところも含めて、今度、そういうふうには大河で取り上げられるのであれば、ぜひ、そこは PR して、来ていただけるような取組というのはやっていければいいなというふうには思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 上月城に関しては、PR もあれですけども、もうちょっと、整備、大型バスも、もっと、どんどん入れるような形を取ってもらいたいな。

この前、商工観光課の人も来てもらって、ちょっと、そういう話もさしてもらったんですけども、実際問題大型バスが入るか、入らないか。入りません、入りませんといったら、大型バスが、だんだん来なくなりますからね。うん。過去、何回もあるし、この前も、また、多分、商工観光のほうにも行っとんかも分からないですけども、広島の本郷の浦のほうの方から電話があって、大型バス入りますかと、大型バス、入り方によっては入るけども、ちょっと、非常に難しいよというような話をさせてもらいました。

しかし、そういう話をすると、次の観光者は、観光そういう、観光会社は連れて来ませんからね。多分、今まで、それで、多く損してるというふうに思います。

だから、もうちょっと、あそこ入る。それで、あそこまで、途中まで入ったら、例えば、商工観光課の課長にも言うたけど、ある人の広場があると。ここへ大型バス入れるようにしてもらったらいじゃないと。そこの持ち主の許可取ってるよという話をした。うん。

そういう形でも入ってもらい、駐車場も利用できるようになったら、また、もうちょっと多くの人に来てもらえる状況になるのかなという気がするし、そういう取組をしないと、PR だけでも、いくら来たい、大型バス入れますか、入れません。これでは、いくら PR しても意味がないので、そういうことも含めた中で、上月城だけじゃなくして、上月城の（聴取不能）コヤスノキもありまして、経納遺跡関係ではないんだらうけど、何かそういう人からも来ているという話を伺っていますから、そういうことも含めながら、PR するだけではなくして、多くの人に来てもらえるような形をつくらないといけないなというふうに思うんですね。

あるところには、こんなの失礼やけども、駐車場つくったら、ねっ、水、雨が降ったら、お前、鉄板みたいで、あかんやないかと言われるようなものをつくるよりも、つくってよ

かったな言われるものをつくったほうが、私は、いいのではないかと思いますので、どうですかね。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） おっしゃられてることは、そのとおりになんですけれども、ここ、どの程度の改良が必要なのか、このへん、ちょっと、商工観光課も現場見てるのかどうなのか、ちょっと、分かりませんが、そこは、やはり、お金の面というのも、当然、出てきますから、そこらあたりは、ちょっと、現実的に可能なものなのかどうなのかっていうことは、しっかり、担当課のほうから聞いた上で、できることはやっていきたいとは思いますが。はい、以上です。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 財政的な問題もありますから、「はい、そうですか」とは、簡単に言えないと思うし、またね、どれぐらいかかるか、僕らも分かりませんが、そういったこと、でも上月城だけじゃなくして、佐用町全般、僕は東と西の話をしましたが、真ん中の南光にしても、佐用にしても、佐用の奥のほうにしても、いろんな問題があったら、そういったことにも目くばせをしながら、行政をしてもらいたいなど。そのことが、結局、変な話かも知れないけど、今、東京一極集中って、昨日の議員の中で話があったと思います。一極集中になったら端々の町は、県は、例えば、島根県にしても、鳥取県にしても、もうほんまに国会議員が減ってしまうと。参議院議員なんか島根県と鳥取県で1人やと。そうなれば、地方は、もう全く切り捨てになるんですよ。

この前の議員削減、国会議員の削減どうのって新聞に載りました。東京が3人減ると。けど27人の3人です。四国やなんか見たら3人しかおらんところ1人減るんですよ。ねっ。これ地方、はっきり言って切り捨てや。

佐用町も佐用の一部が一極集中になったわけだ。やっぱり、端々まで、やっぱり目を入れながら気をつけながら、端々まで、いろんな人が来てもらえるような状況をつくらないと、東京一極集中、同じ状態が佐用町で一部の一極集中にしては、僕は、決していけないと、そういうふうに思うので、もういっぺんだけ、そこらへんの答弁だけいただいてから、もう時間もあんまりないんで、終わろうと思いますけども。はい。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 何度も申し上げておりますけれども、もう、その端々を切り捨てるというような意図も、思いも、そういったことはございません。

ただ一方で、そういう、別に観光資源とか、歴史的資源とか、そういうことだけではなくて、いわゆる皆さんが便利に使われる施設とかサービス。これは役場とか、そういうことだけではなくて、例えば、病院、郵便局、金融機関、役場もありますけれども、そういっ

たものを、あと買い物をするところというのは、かなり、この近辺に集中を、これ別に無理にそうしてきたわけではなくて、自然発生的に、そういう形になってきています。

さらに、ここ、本当に5年、10年の間ではないかと思うんですが、高校近辺とか、あの辺りに、非常にですね若い世代もお家を構えたり、それから、あと、そういうアパートというんですか、そういう借家というか、そういうものも非常に、このあたりに集中してきているということです。

やはり、便利なところに人が集まっているという事実はあろうかと思えます。

先ほども申し上げましたが、端々に住む私であっても、それが、やっぱりある程度、集中している方が便利なこともやっぱりあるわけです。端に住んでる者としてもね。

そういう側面もあるということは、事実なんですけれども、決して別に、行政として端々を切り捨てようとか、そういう意図は、思いも全くないということは、重ねて申し上げたいと思います。はい、以上でございます。

〔山本君「はい、了解しました」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） 新しい町長のほうから、いろんないいね返事をもらえたかなと思うし、今、答弁いただいたような方向で、きちっと、端々まで目の行き届いた行政をお願いしたいなということで、私の一般質問を終わります。はい。

議長（千種和英君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。
続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党、平岡きぬゑです。

私は、福祉施策の充実についてと題して、質問を行いたいと思います。

これまで議会で何度も取り上げてきた住民福祉施策について、新町長の見解を求めたいと思います。5点にわたります。

まず、①点目は、保育料の第1子からの無料化で保育料の完全無償化と学校給食費の半額助成から完全無償化実施は、町長の選挙公約です。実施に当たって、給食食材の地産地消を一層すすめること、地域農業の振興に取り組むことについてどうか伺います。

②点目は、国民健康保険税のこどもの均等割、18歳以下を廃止することについて、伺います。国県への働きかけ、また、町独自で軽減する課題は何か。さらに、国民健康保険運営協議会の会議の公開を行うことについて、どうなっているのかを伺います。

③点目には、町独自の奨学金制度創設することについての見通しについて、伺います。

④点目は、加齢性難聴者への町独自の補聴器購入助成は、聴力低下による認知症やフレイルの進行を予防し、社会参加や地域交流の促進を図ることを目的に実施する自治体が増えています。町内の取扱店でも「佐用町の助成はないのかとの聞き合わせがある」とのこと伺っております。国の制度実施に向け働きかけるとともに佐用町独自の実施が求められているのではないかと思います。いかがでしょうか。

⑤点目は、生理用品を小中学校のトイレに設置することについてです。これまで実施す

る予定はないとしてきました。そこで、トイレットペーパーと同じように、トイレに設置することが求められていると思います。現在、佐用町の実態は保健室対応です。既に、トイレに設置している自治体の状況を、町として調査するなど、取組を行い設置する方向で検討を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、平岡きぬゑ議員からの福祉施策の充実についてということで、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、①点目の学校給食費の完全無償化の実施に伴う、給食食材の地産地消の推進及び地域農業の振興について、お答えをさせていただきます。

議員ご発言のとおり、今回の町長選挙において、保育料と学校給食費の完全無償化ということをお願いしてまいりました。その目的は、子供たちの健やかな成長を支援すると同時に、保護者の負担を軽減し、少子化対策に向けて、子育て・教育環境の充実を図ることにございます。

特に、学校給食の完全無償化につきましては、国が令和8年度から小学校を対象に支援を始め、中学校についても速やかに実施する方針だということが示されております。これを踏まえまして、佐用町としましては、保護者負担軽減の公平性の観点から小学校、中学校を併せて実施したいというふうを考えておまして、令和8年度当初予算で、提案をさせていただきたいということで、準備を進めているところでございます。

これまで、佐用町では、給食費の半額、小学生でいえば1食125円を助成してまいりました。さらに、昨日の答弁でもありましたが、地産地消・質的向上推進のため1人1食当たり60円、加えて、近年の物価高騰対策として1食当たり40円を補助いたしております。これらによりまして、子供たちの成長と健康に必要な栄養価を満たした安全・安心な給食を毎日提供ができていくということでございます。

佐用町の給食は、非常に評価も高いというふう聞いております。

しかしながら、近年の物価高騰の影響は大きく、給食センターでは食材の選定や献立の工夫などにより経費の節減に努めてもらっております。現状の給食の質を、できる限り維持しつつ完全無償化を図りたいと考えておりますが、この物価高騰が、どんどんと続けば、やはり限界というのを感じる次第であります。

給食センターでは、以前から町内産の食材を優先的に使用しながら、県産、それから、国産、こういったものも積極的に取り入れまして、地産地消を進めてまいりました。

一方で、かねてよりの課題でございます、農家の皆さんから計画的に一定数量の食材を安定して確保するという事は、なかなか難しいことございまして、地元産の野菜等を常時使用したくても、やっぱり、できないという、こういう現実の問題もございまして。

以上を踏まえまして、当然、地域農業の振興についても、これまでどおり取り組んでまいりますが、この学校給食の地産地消においては、引き続き、全てをとすることは無理ですが、可能な範囲で、当然、取組を進めていくということでございます。

次に、②点目の国民健康保険税の子供の均等割の廃止に伴う町独自で軽減する課題、及び国民健康保険運営協議会の会議の公開について、お答えをさせていただきます。

現在、就学前の子供に対しまして、均等割を半額減免とする軽減措置が行われておりますけれども、11月27日に開催されました厚生労働省の社会保障審議会におきまして、軽

減措置の対象を、子供が 18 歳になる年度の高校生年代まで延長するという方針を決められたそうで、早ければ 2027 年 4 月の導入を目指すという報道があったということでございます。

この子供の均等割の廃止に向けた国・県への働きかけにつきましては、兵庫県国民健康保険運営方針においても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、高校生以下の子供に対する国民健康保険の均等割保険税について国に廃止と代替財源措置を求めてきたところでありますので、まずは一步前進したものではないかというふうに考えております。引き続き、町としても、国及び県の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

また、独自軽減ということにつきましては、現在、ご承知のとおり、国民健康保険法の改正によりまして、都道府県単位で保険料水準の統一が求められておりまして、佐用町も県の方針に従いまして、統一保険料に近づける調整を継続しているところでございます。国民健康保険制度は高齢者や低所得者の加入割合が増加傾向にありまして、財政基盤が脆弱であるため、佐用町でも一般会計から国保の特別会計へ繰り入れている状況にございます。このような状況から、町独自施策としての軽減措置を行うということは難しいというふうに判断をしております。

続いて、国民健康保険運営協議会の公開についてですけれども、この協議会は条例に基づきまして、被保険者の代表、保険医または保険薬剤師の代表、公益代表等の委員 9 名で構成をしております、年に 2 回程度会議を開催いたしております。内容といたしましては、国民健康保険の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税の徴収、その他の市町村が処理されていることと、処理されている事務に関する重要事項について審議をして、町長へ、その結果を答申するというものでございます。議員のおっしゃる会議の公開ですけれども、現時点では行っておりません。今後、ホームページ上での議事録とか会議資料の公表等の方法も含め、そういったお声があるのであれば、まずは、これは委員の意見を確認させていただきたいと思っております。

次に、③点目の町独自の奨学金制度の創設の見通しについてでございますが、これについては、以前の同様のご質問があったようでございますが、佐用町としては、新たな制度を創設することは、現時点では考えておりません。

家庭の経済的状況等にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある生徒が安心して希望する教育を受けられる環境の整備のために、国や県、それから各種団体等において、既に給付型や貸与型の奨学金、並びに奨学金返済支援制度など、様々な支援制度が、準備がなされております。まずは、これらの制度の活用をご検討いただきたいというふうに考えております。

次に、④点目の加齢性難聴者への町独自の補聴器購入助成について、お答えをさせていただきます。

これも同様のご質問を以前からいただいておりますが、補聴器は 1 回の購入で終わるものではなくて、聴力の変動に伴い買い替えや故障による修理が生じるものでございます。

加齢性難聴者への補聴器購入費の助成については、購入時の 1 回のみ助成に限定したり、修理を対象外としたりする自治体がほとんどでございます。一方で、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度が適用される場合は、買い替えはもちろん、修理も含めて補助対象となるということでございます。

身体障害者手帳を取得の上、障がい者支援の基準に沿った補聴器購入費の補助を受けていただくことで、高齢者はもとより、広く町民の皆様にも継続的かつ安定的な支援が行えるのではないかと考えております。

今後も、県内市町の動向には注視はしてまいりますが、町としては、これまでどおり補装具費支給制度の周知に努めまして、必要とされる方が、当該制度により、補聴器を手にし、生活の質の向上につながるよう支援をさせていただきたいと思っております。

最後に、⑤点目の小中学校のトイレにおける生理用品の設置の検討について、お答えをいたします。

これについても、これまでも複数回、質問をいただいております。

近年、生理用品の無償提供ですとか、トイレでの設置は生理の貧困問題と結びつけて議論されることが増えておりまして、ジェンダー平等や基本的人権の観点からも注目されているということは承知しております。各学校においても、生理に関する適切な理解と環境整備は重要であるというふうに考えておりまして、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、保健指導の充実や相談体制の整備に努めておるところです。

現在、町内の小中学校では、生理用品は児童生徒が各自で持参をすることとなっております。ただし、発達段階にありますので、急な体調の変化や持参忘れに対応ができるよう、生理用品のほか下着や制服等も保健室に備えているところでございます。

この保健室での配布については、これまでも答弁をしておると思いますが、各校の養護教諭から、単に配布するだけではなくて、成長期の不安や学校・家庭での悩みを聞く機会にもなっていると、そういうご意見があり、児童生徒とのつながり、心のケアにつながる大切な場として、以前からきめ細やかな支援を行っているところであります。

以上を踏まえ、生理用品は引き続き保健室に備え、必要な時に抵抗感なく相談できる信頼関係の構築に努めているところであります。一方で、平岡議員がご指摘をいただいておりますとおり、近隣市町でもトイレへの設置が進みつつあるということでございます。この設置状況等の情報収集と、再度、学校現場へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、現場の意見を大切にして、今後、どのような対応が適切か各学校と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 5点にわたって、具体的な福祉施策の充実をお伺いしておりまして、1つずつ順番に①からいきたいと思います。

まず、①点目は、保育料、第1子からの無料化と、それから、学校給食費の半額助成を完全無償化するというところで、答弁、まあ、今回は、複数の議員の方も質問されておりますので、重複する部分があるかと思いますがけれども、ただ、財政的なことで1点、学校給食費の現在、半額助成から完全無償化について、物価高騰の影響もあって、これが安定的にできるかどうかという懸念も残るという実情があるというご回答にもありました。

今日の新聞報道によると、国が来年度から完全無償化するとは言っており、政策的には言っているけれども、その財源については、地方と国と折半すると、ちょっと思いが、国の方針と、それから実際、地方自治体、全国知事会などが要求しているものとは違うような状況があります。まして、その財源については、補助金という形ではなくて、地方交付税として措置するという、そういうような報道があったんですけれども、学校給食費の完全無償化は、国の、そうした全国的一斉にやられるというのをきっかけにして、佐用町も全額完全無償化にするということに踏み切るというご回答でしたので、そういった財源の面で、不安定な材料がありますけれども、佐用町の場合、決してそれが賄えないような財政状況ではないと思いますし、完全に、これを実施していくという点で、財政的な面からは、何か今言ったような情報の中で考えていることとか、それから、物価高騰対策で上乘せして地産地消、物価高騰で合わせて100円プラスされていますけれども、お米とか、かな

り給食には絶対必要な材料ですけれど、高くなっております。そういった点で、質を落とさないで無償化していくという点で、ちょっと、お考えがありましたらお願いできますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 先ほど、おっしゃられました報道は、私も、今朝でしたか、昨日でしたか、ちょっと忘れましたが、新聞で拝見しておりますし、新聞での情報しか、私も手元にはございません。

その記事によりますと、その財政負担は国と地方とおっしゃいましたが、国と県というふうに、私、書いてあったように思うんです。

ただ、そこは詳細な報道ではなかったもので、その県の中には、また、県から市町に負担が下りてくるのかもしれませんが、まだ、それ以上の情報が、私ども持っておりませんので分かりませんが、いずれにしても、佐用町は既に半額を助成、小学生に、中学生についても、半額は助成しております。ですから、仮に半額を地方で持て、半額を町で持て、半額町で持てということはないかもしれませんが、なったとしても、今とそう、大きく変わらない負担で、これは小学生の部分については実現できるのではないかというふうに、まずは、考えています。

それと、中学生についても、この部分については、できるだけ速やかにという国のほうは表現になっているかと思いますが、当然、将来的には、中学生についても、国のほうも無償化を図るという方向性は出ておりますから、その時点においては、国から、幾らかの、そういう財政的な支援があるであろうということをしてあります。

当然、先ほど、平岡議員おっしゃったように、基金がありまして、今、この制度をやったからと言って、特に問題はないだろうというふうに思われる方もいらっしゃると思いますが、やはり、これ、どんどん、どんどん食いつぶしていきますと、基金というのは、当然、限りがありますからなくなっていく一方になってしまいます。ですので1つは、今、民間企業さんとLLP有限責任事業組合を立ち上げております。その太陽光の発電収入の配当金というものを佐用町のほうに入れてきておりますが、かなり今、安定して入ってきて、将来的な財政見通しも立ててきておりますので、これは、当然、相手方さんがあることで、当然、経営会議で承認をいただかないといけませんけれども、少し、こちらで配当金を増額して、こういった子育て支援の財源に充てられないかなというのは、1つ検討をしているところでございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） それから、保育料の第1子からの完全無償化についても、具体的には答弁が、ちょっと分からなかったんですけれど、非常に少ない金額で保育料の完全無償化も実現できると思うんですけれど、新年度、その第1子からの無償化については、年によって子供さんの数が変わることもありますけれど、具体的には、どういうふうに予算化しようというのか、考えておられますか。費用負担として。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 年によって、おっしゃるとおり、保護者の経済的状況やお子さんの数も違いますので、金額については、正確には把握できませんけれども、それでも、令和6年度で、300 数十万というような金額、保護者の方からいただいているものは、そのぐらゐの金額ということでした。

ですので、先ほど、ちょっと、このことも含めて言えばよかったです、そのあたりの金額も含めて、そういう配当金のほうで対応できる金額であろうというふうに考えております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） お金の面もそうですけれど、あと、その地産地消の食材の活用実態について、以前、かなり前の議会では、この地産地消で、どういうものを町内産で扱っているとかいう、そういう品目と、それから利用されている実態について、明らかにしていただいた経過もあるんですが、現在、どのようになっているのか、ちょっと、ここで示せたら回答してほしいんですけど、お願いします。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） これまでの地産地消割合、重さだけで答えさせていただきますと、令和4年ですと46%が野菜・米含めまして地産地消です。それで、5年度が48%。6年度が52%ということで、それなりに地産地消ということで、地域経済を回すという前提で、そういった取組はしております。

けれども、先ほど、議員おっしゃったとおり、物価がかなり高騰しております。特にお知らせしたいのは、米なんかにつきましては、6年度産からですと、1キロ当たりが2.48倍になったりしておりますので、そういったことも含めて、先ほど、町長の答弁もありましたように、それが本当に、その地産地消ばかりを続けることは、食の安全安心を守るといことはできるんですが、全体の給食費が、決まりがありますので、それを続けていくには、非常に厳しい状況があるのは報告しておきます。はい。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その地産地消に関わる農家さんの実態なんですけれど、地域農業の振興にも、学校給食を地元産の食材で賄うということに大きな意味合いがあると思うんですけど、関わられる農家さんというのは、その年度で変化、先ほどのパーセントでいくと、どんどん増えてきているので、参加される農家の方も、これに準じるような形で参加

しやすい状況になっているのか、そのへんの実態はどうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） その野菜の参加する団体と言いますのは、実は増えておりませんで、実際に、なかなか、いつも野菜の会とかそういったところを中心に集まったりして、お話し合いですね、当然ながら、子供たちのために、いろんなご協力を願っておるわけですから、そういった中で、お話を続ける中で、やはり金額的に合わない面も正直出てくる場合もございます。そういった中で、折り合いをつけていただいている部分もありますので、広く常に募集をかけたりにして、いろんなつてを使って参加をお願いしたりはしますけども、増えない実情はございます。

そういった中で、これまでの方の…、令和3年には1つの団体が増えてるんですが、それ以外については、増えも減りもしてないような状況がございます。

〔平岡君「そうですか。はい、分かりました。それでは、ごめんなさい。順番に行きます」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） では、②つ目にお聞きした国民健康保険、これは、県に保険税を統一するという形になっているので、そういう動向、働きかけはするけれども、動向を見るということで、町独自では何ら、これは、対応は難しいんだという答弁でございました。

そこで、全国的に見ましたら、その18歳以下の子供さんに対して、国も、先ほどの答弁にあったように、一部、それから将来18歳の高校生までもを対象にして、均等割について全額ではないかとは思いますが、一歩前進になっているというような答弁だったと思いますけれど、既に、国民健康保険の子供の均等割18歳以下について、独自で軽減している自治体というか、それも、ちょっと、いろいろ調べると、出てきてるんですね。

全く町として、それは、もう国の制度の待ちではなくて、独自にやられている例として紹介したいなと思ったのが、これは、どこになりますかね…、はい、ごめんなさい、制度の紹介をしようと思って…、1つは、大阪の能勢町というところです。2020年から健康増進支援金という形で創設して、物価高騰による影響などを考慮して1万5,000円の国保加入している町民に対して、これは子供さんだけに限らないようですけども、そういうことで対応して、結果的に保険料統一しても、その後も、そういった負担軽減をできるというそういう仕組みをつくっているという自治体があります。

それから、滋賀県米原市の場合は、ここは2022年度から子育て世帯応援金いうのをつくって、18歳以下の均等割を実質ゼロにするという応援金を支給されています。つまり、子育て、子供さんが、その国保に加入する過程で、子供さんが増えることによって、人頭税に合うような、そういう形で、子供が増えるたびに、その国保税が引き上げられるという今の制度を、そういう形で均等割を実質ゼロにするという、そういう仕組みもされています。ぜひ自治体名だけの紹介ですけれども、参考にさせていただいて、佐用町でも取組を進めていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

佐用町の、ちなみに均等割額、条例で決まっておりますけれども、均等割額と18歳以下の対象者、この人数について、その点だけ、ちょっと具体的に回答してください。

それと、国保基金、この3つですね。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 最後におっしゃいました、ご質問いただいた3つの数字については、後ほど住民課長のほうから、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど、能勢町と、「まいばら」ですか、「よねはら」ですか。

〔平岡君「まいばらです」と呼ぶ〕

町長（江見秀樹君） 「まいばら」ですか。

〔平岡君「まいばらね。すみません」と呼ぶ〕

町長（江見秀樹君） 米原ですかね、事例をご紹介いただきました。

この国民健康保険税の、今は、この子供さんの均等割のことについて、先進的な取組のところのご紹介をいただいたわけですが、このことに限らず、全国でトップランナーのことをやっておられるところを取り上げれば。これに限らず幾らでも、それはあるわけでは。

それを全て佐用町がやれるかという、これは佐用町だけじゃなくて、どこの自治体も全部全部やれるということは、これはもう正直無理だということは、残念ながら申し上げないといけないということでもあります。

今、高齢者の、これ国保に限った話ではございませんが、高齢者の医療費の負担割合の高額療養費であったり負担割合の見直しのほうも国で議論をされていると思います。

当然、ご高齢の方は病院にかかる頻度も多いですから、負担増というのは、なかなか受け入れられないというお気持ちも一方では、よく分かりますけれども、片や、医療費はどんどん伸びるのに、そこの負担だけは軽減していくという、こういう相反することは、どうしても、これ、物理的に無理がありますので、やはり皆さんがお互い納得できる範囲の落としどころを見つけていくということしか、もう答えはないというふうに思います。

これについては、医療だけじゃなくて介護保険でも同じことが言えるんだろうというふうに思いますので、現在のところ、佐用町が独自にそういったことをやれるだけの体力があるかといえば、持続可能性を考えれば、ちょっと、そこについては、これから県の単位で統一もしていけないといけませんので、ちょっと、現実的には厳しいということ、お答えをさせていただきたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、失礼いたします。

議員お尋ねの1つ目ですが、国保の均等割額、軽減なしの場合、1人4万600円になり

ます。ただ、これが低所得者軽減がかかりますと、そこに、2割、5割、7割と3段階の軽減がかかりますので、必ず4万600円というわけではございません。

それと基金の額ですけれども1円単位までは、ちょっと、すみません、今、データないんですけれども約1億5,800万円。これは令和6年度決算時の金額でございます。

あとは何を…。

[平岡君「18歳以下の対象者」と呼ぶ]

住民課長（福岡真一郎君） 18歳以下、はい、すみません。

18歳以下の18歳未満の人数ですけれども、今年11月時点で、121名となっております。以上でございます。

[平岡君「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ]

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） では、3点目にお伺いしている町独自の奨学金制度を創設することについて、町としては、制度を考えていないので、今ある国県、給付型のものを、制度を準備されているから、それを活用せよという、そういうご回答だったんですけれども、ここでも町独自の奨学金制度を実施されている自治体、これも紹介しておきたいと思うんですけれど、京都府の伊根町です。独自の奨学金の無利子貸与の創設をされています。大学院を除く大学、高等専門学校、短期大学、専修学校に通う対象者に対して、無利子で貸付けをするという、そういうものの制度です。保護者の所得制限がなく、貸付額は月額3、4、5万円のいずれかから選択でき、返済期間は卒業後から15年間。それで、また、町内で就労し暮らす場合には、その返済免除もということ、これは、まだ、実現しておりませんが、その制度に対して充実を求められているというような状況をお伺いしているところです。

高等学校の無償化っていうのは、私たちは、家庭の経済条件で、子供ながらに、家庭がどんな状況にあるのかっていうのは、説明されなくても理解できるので、上の学校、大学に行くとか、そういうことについては、経済的に分かっているから無理を言わないと、そういうことで過ごしてきた世代の1人でもあるんですけれど、今の日本の政府は、国際的に学費無償化というのが流れとしてある中で、日本も、この国際的条約、公約に批准をしているものなんですね。国なんです。ですから、あの高等教育を無償化するというのは、日本の政府としては、国際的にもまた国民に対しても約束をしている。そういう、その目標に向かって約束しているという、そういう実態にあるということ、そういうことは、お金がある人が学校行くの当たり前だということ、思い込まされてきた者としては、そういうことになっているのかということを知って、やはり、これから、国がそういうことについて、ちゃんと責任も果たす。また、国だけではなくて、町段階でも奨学金制度も新たに作っていくということについては、決して、無理難題を言っているわけではなくって、当然のことを主張しているというふうな受けとめていただいて、また、検討していただきたいと思えます。

これは、私の意見を述べて、③番目は終わります。

④番目、加齢性難聴者に対する町独自の補聴器購入。これは、これまで幾度となく質問

してきました。高齢者の方からは、その質問を取り上げた最初の時に、もう次からできるのかなというふうな、ごつつ期待をされて、いつからですかというふうな、そういう声をいただいたようなこともあって、なかなか、それから何年もたっているんですけど、補聴器購入について、周辺町で、どんどん実施されていることについて、町長も、それは承知されているというふうに伺いましたけれど、取り上げた時点から増えていまして、現在、兵庫県は20市町村で、助成が実施されています。

言われるように、実施されている自治体が、その金額的に2万とか3万とか、いわゆる少ない金額で、むしろ障害者手帳を取得して、何回でも、ちゃんと対応ができるんだと、そういうものを使っていたら結構だという、ご回答だったと思うんですけども、国の制度そのものが、補聴器を、その障害者手帳を取得して、補聴器を購入できる制度に達していないので、それを補う形で、各自治体で全国的に取組が進められてきているという、そういうこともご存知だろうとは思いますが、そういう中で、子供の医療費無料化もそうですけれども、やっぱり、自治体から一般町民に最も近い窓口である町から、そういうような制度を実施することによって、全国的に広がって、そして、無料化もこう、国として取り上げざるを得ないような、そういうことにつながっているのです、ぜひ若い世代も応援するけれども、今、佐用町は少子高齢化で、子供も大事にしないかんですけれども、高齢者も元気で活躍してもらいたい。補聴器をつけて、その難聴、早いうちに対応、補聴器を購入してつけることで、その認知症とかフレイルの進行を予防していくんだということが、今、知られてきているんですね。いろいろ取り上げられる中で、金額的には少ないけれども、そういうことを通して、社会的に認知されてきているという実態があります。ですので、佐用町でも前向きに検討していただきたい。

資料的にはたくさん出ているので、いろいろ関係者の人と意見交換したりして、そういうことは前進できるような、前向きな検討を進めていただきたいと思います。

その点で、すぐ実施するという回答ではありませんけれど、補聴器を、早い段階でつけるということについて、検討していくという回答が得られたらありがたいんですが、そのへんは考えていただけませんか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 少子高齢化ということで、今回、来年度に向けて、一番最初にご質問があったように、今、学校給食費と保育料の無償化に取り組んでいこうということで準備を進めているということは、今回、議会でも何度もお伝えしておるところですけれども、だからといって、別に高齢者の方に対して、施策が何もしていないとか、何も軽視をしているというようなつもりは一切ございません。

特に、佐用町は、なかなか佐用町内に住んでいると実感いただけないんですけども、これだけ、さよさよサービスとかタクシー助成の助成金額にしても、もちろん多いに越したことはありませんけれども、これ近隣では、相当進んだ制度であります。

こういうことを、合併後ずっと続け、そして、制度としても拡大をしてきた。このことは、ぜひ住民の皆様、特に、交通弱者の皆様にもお知りいただきたいというふうに思います。

その中で、この加齢性難聴者への補聴器購入の助成ということですが、兵庫県内29市12町ございます。先ほど、20自治体とおっしゃいましたので、約半分ぐらい実施されているということでございます。

当然、これからも実施状況というのは、注視してまいります、現段階においては、これまでの答弁のとおり、基本的には、この障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度のほうが、いわば修理等にも使えたりとか、そういうこともできますので、こちらを基本的には中心に据えていくということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただし、どうでしょうか、これが、もう8割、9割の自治体がやる。あるいは、国がもう当然、やってくれば、もうそれは有無を言わさずいいんですけれども、これが8割、9割の自治体が行っている状況だということになれば、やはり、ここは、ユニバーサルサービスという言い方がいいのかどうか分かりませんが、やはり、これは近隣市町のことでも軽視するわけにはいきませんので、やっていくということは、考えなければいけないというのが、結局、近隣市町の状況も注視していくという答弁になっているところでございます。

ただ1つ、私は、仮に、これを将来的に、国がやってくれたとしても、近隣の状況で兵庫県がほとんどやっているからという状況になってやるとなるとしても、いくらご高齢の方だと言っても、正直、資産がある方とかもいらっしゃるはずで、この多くは2万円という補助金という形になっています。そういうことを考えると、例えばですよ、これは制度設計しているわけではございませんが、住民税非課税者、あるいは住民税非課税世帯の方に限るとか、ご高齢になっても、皆さん資産がないとか、収入がない方ばかりではないので、このあたりは、やっぱり検討はせざるを得ないんじゃないかなというのは、個人的には思うところであります。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ。

13番（平岡きぬゑ君） まあ、8割、9割が実施したという前提のもとで、その非課税世帯云々という発言があったので、まだ、そんな状態にはいない。今、半分ですから、そこまでいかないということではあるかと思いますが、その対象者として、いわゆる非課税世帯とか、そういうことも考えるという回答だったんですので、大体、所得制限なしで、兵庫県の場合は実施されてきています。

ここらへんも補聴器を買ったら、すぐ何か眼鏡の場合は、買えば、合えば、ちゃんと次の日からというか、その場から使えるんだけど、補聴器の場合は、いろいろこう、いろいろというんか、専門家の助言もあったりして、慣れるまでに一定の期間もかかるし、何か難しい面もあるようです。それは、伺っております。

ですので、そういった高齢者の方々の声にも寄り添った形で、町としても、実施する方向で検討していただきたいなと思います。

それ以上ないとは思いますが、これで、この関係については置きます。はい。

引き続き、実現できるまで頑張りたいと思います。

最後、生理用品の関係です。小中学校のトイレに設置することについてということで、取り上げておりますが、生理の関係については、いわゆる女性として生まれたら、それは、もう一生っていうか、宿命と言ったらあれですけど、そういうものになるんですけども、全国的に公共施設であるとか、また、学校などに設置されるという動きが広がってきています。そういうことで、佐用町で、私も、これまで何回か取り上げたんですけど、例えば、佐用高等学校であるとか、1校しかない高等学校、それから、周辺の上郡町、それから、宍粟市さんなんかは、学校に全部設置されていると伺っております。遠いところではなくて、すぐ近くの自治体で、既に設置されている状況があるということも、どんなんでしょうか。近隣自治体の状況は、どんなふうに把握されているんでしょうか。ちよっ

と、その点具体的に、何度も取り上げておりますけれども、町として、この問題について、検討されている内容も合わせて、その状況とお示しいただけたら、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 近隣6市町の状況について、お伝えしたいと思いますが、まず、おっしゃるように、上郡については、中学校については、全トイレに設置されております。

小学校については、1校が、4年生、6年生の教室のある階に設置しております。佐用町と同じように2校については、保健室での配布、必要があれば保健指導ができるということでされているようです。

宍粟市も言われたとおり、6中学校、10小学校、これは全部設置しているようです。

それから、たつの市においては、中学校は5校中4校はトイレに設置し、1校については、佐用町と同じような形で、もう設置はしてあるということで、そもそも持って来なくなる生徒が増えたりして、それで、また保健所での配布になった学校もあるようです。小学校は設置しておりません。保健室での配布ということです。

それから、太子町においても、中学校は全学校トイレに設置しております。ただし、全てのトイレでなく一部のトイレに設置ということです。小学校については、保健室の配布のみ。大量に持ち帰ることがあって、保健室への配布が主となったということでございます。

それから赤穂市についても、中学校は全学校に設置。小学校は設置なし、保健室での設置。

それから、相生については、保健室での養護教諭の手渡しということを知っておりまして、佐用町においても、養護教諭の集まりの中で協議を進めておるわけなんですけども、やはり、養護教諭の先生から出る意見といたしましては、やはりいくらでも持ち帰ることが懸念される。それから、子供自体が衛生的に、そういった置いてあるものを使うということに対しての抵抗というのも感じられるという意見もありますし、本来、各個人で用意していただくものではないかというようなことで、ほかの市町と合わせまして、今のところは、やはり、その成長期にある子供たちの保健状況、それから家庭状況も把握する上では、保健室での手渡しがいいのではないかというような方向では、今のところあります。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） はい、ありがとうございます。

養護教諭さんからの意見というのは、毎年開かれている中で、そういうご意見があるということなのか、以前から、設置を養護の先生のところへ取りに行くということについて、前町長の時代から養護教諭の先生にお話を聞いて、その時の回答が、そうだったからということで、ずっと、それを改めて聞くのではなくて、状況として、変化している中で聞かれているのか、その点もう一度確認したいのが1点と。もう1つ、その国の方は、2021年から地域女性活躍推進交付金というのを活用して、自治体が生理用品を提供することも可能にしています。ですから、財政的に、これもお金の要ることですから、そういう点でも、

国としての制度もあるわけですから、ぜひ、こういうのも取り組んでいただきたいなと思います。

あと、先進自治体として、兵庫県内ですけど、淡路などの場合は、市役所のトイレに置くとして、その市の広報に、突然、生理用品が必要になる事態など、精神的負担を軽減し、生理の尊厳を守るためにということで、これを置く目的としているというふうに広報されています。

ですので、取組が、いろいろあるということも知っていただいて、増えているということも同時に承知していただいて、宍粟市などは、広報でも読みましたし、実際に、私も設置されているところの学校にも伺って、お話も現地の先生方にもお聞きしたりしました。

先ほど、養護の先生から懸念されるような、衛生的な面であるとか、そういうことも含めて、実際にやっておられる自治体が、どうなのかということも踏み込んで調査されたらいいんじゃないかなと、宍粟市を、私は訪問させていただいて、うちも早く、1日も早くしたいなというふうな感想を持ちましたので、やられて進んでいるところを、ぜひ見ていただきたいなと思います。

その点、いろいろ言いましたけれど、お答え願えますか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） まず、私も校長時代、数年前に議員から同じ質問を受けまして、同ような答えをしたことがあります。

養護教諭、養護教諭と言っておりますけども、実際に、私も、養護教諭とも話をしますし、例えば、議会でこういった質問が、教育に関係ある質問は、こういうもんですということを、定例校長会等がありまして、こういったことが出ますということ、各校長にも伝えていきます。ですので、校長は学校に持ち帰ってしますので、養護教諭1人が判断して、必要あるないって言っているんじゃないかって、学校としての判断だというふうに思っております。

ですから、そういった中で、養護教諭以外の者が、ぜひというような意見が出てくれば、また、違うと思うんですが、今現在のところ、私の知ってる範囲では、ぜひ学校に、そういった生理用品を置いてほしいという意見が上がってきてませんので、そういった答弁をさせていただいております。

ただ、近隣の市町に調査もしてますけども、また、養護教諭の中にもネットワークがありますので、そういった情報交換をしていく中で、問題点であるとか、効果の有無であるとか、そういったことを情報をしっかり共有するように、また、指示していきたいなというふうに思っております。

ですので、絶対、かたくなに拒否するという思いはありません。

ただ、基本的には自己管理であるとか、やっぱり保健室での心のつながりというものは、大切にしたいなという思いは、私は思っております。全ての回答になってませんが、まず、お答えさせていただきます。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） ちよっと、1点だけ補足させていただきます。

最後に、平岡議員のほうから、財政的な、そういう地域女性活躍何とかというものもありますよというご紹介もございましたが、この生理用品の関係のことについては、前町長もそうだったと思いますが、私も、そうではありますが、この財政的なことは正直、一切気にしておりません。これは、もう学校現場の意向を尊重したいという、その1点でありますので、そこだけは、ちよっと勘違いのなきように、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〔平岡君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 5点にわたって、それぞれ回答いただきました。

前向きな回答もありましたけれど、これから検討するというか、課題もありまして、また、引き続き、取り上げていきたい。何度も取り上げると言われるかもしれませんが、取り上げたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後3時20分とします。

午後03時04分 休憩

午後03時20分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） 10番議席、立憲民主党の廣利です。

今後のまちづくりの具体策はいつ明示か。

まず、江見町長、町長選挙、ご当選おめでとうございます。

町長就任されて、これからお考えの実現・公約の具体化が問われています。この定例議会及び一般質問の中で、その一端をお示しいただければというふうに思ひます。

選挙公報をご覧になった町民の皆様は、改めてご覧になって思われたことは、江見町長の公約が広く一般受けする漠然としたものという感じが大半の町民の思ひではないかと思ひますが、具体策は、就任してから示そうというお考えなのか、公約は広く一般受けす

るもので仕方ない、そのどちらのお考えでしょうか。

選挙前の住民との懇談、選挙戦での住民の皆様の声を通して、それに応えるのは、新年度の予算案で江見町長のお考えの一端、具体策が見えてくるといことで、いいでしょうか。

役場の在り方について、現在の役場について、住民の側にあるのか、住民から遠くないのか、声を直接聞く形が取れているのか、率直な気持ちをお聞かせください。

今回の町長選の投票結果について、有権者の3分の1の方々の投票はなかったわけですが、その皆さんの積極的な信認を得るため、また、その方々のお声を聴くことを何かお考えでしょうか。

佐用町のこれからの教育、魅力ある学校づくりこそ大きな方針であるべき、そんな思いで具体策を明示して、町民の大きな賛同を得る形を示していただきたい。お考えをお聞かせください。

高齢化による介護の問題、介護サービスを行う方々、介護サービスを受ける方々、双方にとって問題があります。介護人材の高齢化と人材不足、介護報酬の引上げなど、町長の認識と見解をお聞かせください。

最後に、森林再生は、喫緊の課題であるが、町民との対話は充分であるとの認識でしょうか。住民の納得と理解を得ることは、徹底して行うべきと考えるが、いかがでしょうか。

再質問を所定の席でさせていただきます。

議長（千種和英君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、廣利議員からの今後のまちづくりの具体策はいつ明示かということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

今議会、最後のご質問ということになります。これまで、ご質問いただいた議員の皆様からも、たくさん、当然のお祝いをいただいたところであり。その上で、廣利議員からも当選のお祝いをいただいたということで、改めて、感慨深いものがございます。今後とも、どうぞよろしくお祝いをいたします。

私にとって、今回の選挙、当然、初めての選挙ということでもございました。

私の考えや想いというものが、十分に伝わらなかった点多々あるかというふうに感じております。

その上で、公約は選挙公報という限られた紙面の中で、見やすさ、分かりやすさを優先せざるを得ないという限界も感じております。

一方で、公約は選挙公報だけで完結するというものでもございません。後援会だよりや演説会等では、3つの基本方針に基づく10のまちづくりということで、具体策として示させていただいて、今後も、この枠組みを政策運営の基本に据えて、場面に応じて順次、具体の手段・スケジュール・財源など、考え方をお示しさせていただきたいというふう考えております。

また、加えて、選挙期間中及び就任後の取材等におきましても、子育て支援や就労マッチング支援といった個別施策にも触れていただきました。今回の議会の中でも幾つか触れさせていただいた点もあろうかと思っております。

いただいたご質問のとおり、より具体的なスケジュールは、当面の当初予算、並びに各分野の見直しの中で順次提示をしてまいりたいというふう考えております。

さて、ご質問の選挙公報に記載の公約が広く一般受けする漠然としたものであったとい

うことですが、選挙公報に限れば、そのようなご指摘もあろうかと受け止めます。その上で、私の具体的な施策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、10のまちづくりを、お示しをしたところでございます。

紙面の制約等もございますので、十分には記載できなかったこともありますから、今後は、様々な機会を捉えて、それぞれの事業に応じて、必要な説明を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、新年度の予算案で町長のお考えの一端、具体策が見えてくるのでしょうかというご質問についてですが、実際に選挙活動を行っていく中で、これまで町職員、そして、副町長として様々な意見を頂戴してきたつもりではありましたが、それとは比較にならないほど、多くの生の声をいただいたのも事実でございます。

課題には短期に対応可能なものと、中長期の調整を要するものがございます。

令和8年度の予算編成につきましては、私が就任前から進行していたという制約が当然でございますが、可能な事業は当初予算で対応して、早期実施し、中長期的なもので、制度改正や様々な調整が必要な事業については、次年度以降に向けて早期に着手をした上で、スケジュール化することになるというふうに考えております。

具体的な例としましては、先ほど来、議員様の質問にお答えしておりますとおり、個別の施策としてお伝えをいたしました、学校給食や保育料の無償化に関する予算については、令和8年度の当初予算に計上できるように、準備を進めているところでございます。

次に、役場の在り方について、住民の皆さんから遠くないのか、声を直接聞く形が取れているのかのご質問でございますが、役場が住民の側にあると実感いただく要は、日々の窓口や現場対応の質ではないかというふうに考えております。必要な手続きが滞りなく進んで、困りごとを丁寧に受け止めてもらい、意見が施策に反映されていくと、この実感の積み重ねが信頼をつくっていくものだというふうに考えております。そのため、私、11月13日に就任したわけですが、その初登庁日の訓示と言いますか、職員への挨拶の中で、次の2点を、特に、お願いを申し上げます。

まず1点目は、参加ということでございます。

地域行事・活動へ職員が積極的に参加して、その参加を通して、現場の声も直接伺ってほしいということを申し上げます。

2つ目が、職場の雰囲気づくりを大切にしてほしいということを申し上げます。活気と相互支援のある職場づくり。よい仕事は、よい職場から生まれるということをお話をさせていただいた次第であります。

加えて、私自身が町長としてリーダーシップを発揮することはもちろんであります。職員一人一人が一人が「自分が町長ならどう動くか」と、そういう視点で主体的に行動してほしいということもお伝えをしたところでございます。これにより、住民満足度の向上につながる行政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、私自身は、今の役場が住民からほど遠いとか、声を直接聞く形が全く取れていないとか、そういうことは思っておりませんが、昨日の幸田議員への答弁でもお伝えをいたしましたとおり、例えば、第3次総合計画の策定において、積極的に参加をしていただける機会を設けるなど、今後もあらゆる場面を通じて皆様のお声を聴いてまいりたいというふうに考えています。

次に、選挙で投票できなかった方からの声をどう聴いていくのかというご質問についてでございますけれども、先の町長選挙においては、約3分の1の方が投票に至られなかったということですが、これは、ご都合や体調面等様々な理由もあろうかというふうに受け止めております。この、どなたが投票して、どなたが投票されなかったというのは、私たちには分からないわけですが、投票できなかった方のみならず、投票した

方も含めて、全ての町民の生活と意思を町政に反映していくというのは、これはもう、町長、あるいは行政の責務であろうというふうに考えております。

私の基本方針の具現化に当たり、住民の皆さんとの対話を大切にして、声を確実に拾い上げ、信頼感と納得感の土台を広げていきたいというふうに考えております。

次に、これからの教育、魅力ある学校づくりについてのご質問ですが、佐用町では、令和3年度から佐用町型連携教育推進プロジェクトを立ち上げ、小中・保小・小小・中中、さらに地域との連携を進めてまいりました。特に、小中連携に力を入れた結果、「中学入学への不安が和らいだ」ですとか、「事前に児童の様子が分かり、不登校の未然防止につながった」といった成果が、アンケートにも表れております。これらを基盤として、第4期佐用町教育振興基本計画を策定いたしまして、今後も連携教育の充実と効果検証を進めていきたいと考えております。

一方で、児童生徒数の減少を見据えて、今年度から、学校の在り方検討委員会を設置し、よりよい教育環境について協議を始めているところでございます。保護者の皆さんや各自治会、地域づくり協議会の代表者の皆様を対象としたアンケートや、学校の在り方を考える会での意見公聴を行いまして、その結果を整理した上で、委員会で十分に検討を進めていただいているところです。

この検討結果は、答申として、教育委員会に提出され、その答申を踏まえ、小中学校・保育園規模適正化推進会議において、具体的な方針を検討していくということであります。

また、今年度からは、コミュニティスクールの推進も本格的にスタートをしております。各校の学校運営協議会で、子供・保護者・地域・教員の皆さんが意見交換を行って、佐用町の自然や文化、地域人材を生かした特色ある教育活動を進めていきます。さらに、学校だよりの充実やホームページの更新など、学校の取組や子供の様子をタイムリーに発信して、地域との「顔の見える関係」と「対話」を一層大切にしながら、「子どもファースト」ということを貫いて、佐用町ならではの魅力ある学校づくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、介護人材の高齢化と、人材不足、介護報酬引上げについてでございますが、佐用町の介護人材につきまして、例えば、介護保険の利用者と密に関りのあるケアマネジャーの方を見ても、町内の事業所においても、募集をしても、新しい人材が、なかなか集まらず、高年齢化が進んでおるという現状でございます。また、人口減少とともに介護人材の減少も進んでいるのが現状でございます。

人材不足への対応といたしましては、資格取得にかかる補助金をはじめ、佐用町に必要とする介護サービスを維持していくためにも、情報の共有や連携の推進を図りながら、地域全体で高齢者を支える地域共生社会の実現に重点を置いた施策を展開していきたいというふうに思っております。

なお、介護報酬の引上げということについては、国において決定するものではありませんが、昨今の人件費の引上げ、物価高騰などの要因ですとか、また、診療報酬の改定の予測等を見ますと、現状の介護報酬単価のまま推移するということはないのではないかなというふうに、予測はしております。

最後に、森林再生は喫緊の課題であるが、町民との対話は十分であるとの認識か。住民の納得と理解を得ることは徹底して行うべきと考えるがいかがかとのご質問に、お答えをさせていただきます。

森林政策につきましては、森協議員からのご質問にもお答えをさせていただいたとおり、前町長の施策を引継ぎ、将来にわたり災害に強い森づくりの推進に努めてまいっている所存でございます。

廣利議員におかれましては、これまで森林再生に関して多くのご質問ですとか、ご意見

を頂戴しておりまして、前町長とのやり取りも間近で拝聴をしておりましたから、議員のお考えやご問題意識については、一定程度は、承知しているところでございます。

佐用町といたしましては、知的財産権に係るものを除き、可能な限り、これまでも情報開示に努めているものというふうに認識をしておりますが、今後も説明責任の一層の充実、引き続き、努めてまいりたいと思っております。

なお、廣利議員にもご理解はいただいているというふうに存じますが、佐用町が進めております森林再生の手法は、全ての山林をユーカリ林とするものではございません。このユーカリの取組というのは、山林再生の1つの手段ということで、私は、考えております。

現在におきましても、人工林の間伐施業を、毎年、おおむね100ヘクタール程度継続して実施をしているほか、県民緑税事業によります緊急防災林整備や野生動物共生林整備などを積極的に推進もしているところでございます。

繰り返しになりますが、森林再生に取り組むべきという点について、議員と町との問題意識は共有しているものというふうに考えております。その上で、よりよい施策につなげていくためには、建設的かつ具体的な議論を重ねていくことが重要であると認識しております。

つきましては、今後とも、可能な限り科学的知見や客観的データ等を踏まえた、ご提案・ご意見を賜りながら、町としても丁寧な説明と情報提供に努め、住民の皆様の理解と納得のもとで森林再生を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 2日間の一般質問、昨日、今日、10名の議員、私が最後ということで、町長の答弁もいただきましたので、具体化していないということではなくて、具体的なところも徐々に触れていただいたかなというふうに思っております。

基本的に、ちょっとこの30分については、昨日、今日の一般質問の質問等重複しない形と、私が具体的にというふうに話をしてるんで、私も具体的に細かいことを含めて、ちょっと質問をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、最初に、私、この一般質問前に、先ほど、町長答弁の中で、投票に行かれなかった方が誰か分からないという話がありましたけれども、私、一般質問前に、町民の方、旧4町、バラバラですけども、回らせていただきました。

聞いたのは、江見町長に何を期待するかということを知りました。

それから、前の町長との路線というか、変えたほうがいいのか、変えないほうがいいのかというようなことを知りました。

実は、100名を、ちょっと、目標にしてたんですけども、100名には届きませんでしたけども、面談をしました。

そうすると、5名の方が、実は投票に行っていないと。私、すごく興味がありまして、なぜ行かなかったのかなというふうに知りました。

これは共通して言われたのは、実は、よく分かりませんが、体勢が見えてたから行かなかったと、そういう答えだったんですね。年齢は、30代、40代の方でした。

残念と、行ってほしかったなという話をしたんですけども、そういうことがあったということ、まず、お伝えしながら、昨日、今日の一般質問の中で、これ特徴的というか、印象に残った言葉を、4つ挙げまして、それ、もうちょっと詳しく聞きたいというところ

でもありますので、4つ。

まず、町長が、昨日も今日も言われたんですけども、移住コーディネーターの採用と、これは、初めて、来年度に採用するというので、空き家の利活用というようなことで、移住コーディネーターと、私、ちょっと、商工観光課長に聞いたら、宅建資格ある人ということらしいんですけども、じゃあ、それで、結局、その空き家の問題、空き家バンクの問題が、どう変わるのか。どう変えようとしているのかというのを実は聞きたい。

もう1点は、中学校の授業、これ町長が言われたんですけど、中学校の授業に縮充を語る授業に参加したと、町長じゃなかったんですけども、町職員が参加したと。これも、いや、縮充に賛成反対ではなくて、後ほど触れる教育の問題ともコミュニティスクールの問題とも関連するんですけども、この縮充ということ、どういう経緯で、こういう授業が成り立ったのかと。あるいは、1回きりなのかと。これは、町長もしくは担当課長、もし、もうちょっと補足があれば、聞きたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、3点目は、教育長が言われたんですけど、コミュニティスクール、先ほども、町長、答えていただきましたけれども、これの今後というか、質問の中にもあるんですけども、魅力ある学校づくりということからすると、その前段というか、全国には、このコミュニティスクールが、素晴らしい成果を出しているところがあると。高知県のある中学校は、旅行社とタイアップして、旅行商品を学校で売るというふうなことを、地域の方と一緒に取り組んでいる。成果が上がっていると。大人の中で中学生が入って、コミュニティスクールを運営している。中でやっていると。高知県でしたけどね。

という、その魅力づくりというか、佐用よりも人口は少なく、もっと、人口問題が課題のところ。

それから、岡本議員に対する、岡本議員の質問に対する答弁ですね、利神小でのユウカリ苗育成の問題について、若い人の就職先にならないという、岡本議員の質問に対して、ちょっと、私は、聞き漏らしたのかも分かりませんが、ちょっと、明快な回答というか、反論というか、あるいは、できれば方向性というか、そんなのを、全部、ちょっと、町長に話してもらわなくても構わないんですけども、担当課長でも構いませんので、ちょっと、その、まず、その4点について、お尋ねをしたいなというふうに思います。

私のほうから、商工観光課長。

〔町長 挙手〕

10 番（廣利一志君） あっ、町長、すみません。

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 個別の件については、また、それぞれの担当課長から、お答えをさせていただきますと思います。

まず、移住コーディネーターの件については、後ほど、商工観光課長のほうからお答えさせていただきますと思いますが、この空き家の問題をどう変えるのかというような、ご趣旨のご質問があったと思います。私が、今回というか、いつも思っておって、訴えておりますのは、今、町内には、空き家が、もう本当に増えてまいりましたんですけども、大半は、特定空き家と呼ばれるような危険空き家というのは、まだまだ限られています。

空き家だけでも、きちんと管理がされている。それが、例えば、近隣の市町であったり、あるいは同じ町内の別のところにお住まいの方が、きちんと管理をされている空き

家というのが、非常に多い状態だというふうに、私は認識しています。

ただ、その管理をしっかりとしていただいている方々が、非常に年齢が、だんだんと高くなってこられています。そして、この方々が管理ができなくなった時代になりますと、その次の世代の方というのは、非常に、そこに対して、思いというのは、一般的には薄いのではないかなという感触を持っています。

そのために、これから、この空き家という問題、そして、それに関連して、移住・定住という問題は、非常に重要な課題に、これまで以上に重要な課題になってくるだろうということで、この佐用町で言えば、商工観光課の定住対策室の体制を少しでも強化して、この問題に、もっと力を入れていきたいということを訴えてきたわけであります。

その中の1つが、この移住コーディネーター、これは、私が就任前から進行していた話ではあるかと思いますが、その1つが、この移住コーディネーターということになるかと思いますが。

あと、商工観光課長、補足があれば、お願いします。

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

この移住コーディネーターでございますけども、まず、体制のほうが、地域おこし協力隊というのがいましたけれども、その隊員が、この11月で退任したというふうなこともございます。

また、相談窓口でおりました職員も、ちょっと、途中で異動があったというようなこともございます。そういった、1名減と、2人合わせて2人減というような中で、新たな、そういった相談窓口の業務ができる職員がいるというふうなところで、移住コーディネーターというような形で、会計年度職員という形で、来年の4月から募集をすることにしております。

その中で、宅建の資格を持った職員、具体的に、なかなか新しい職員では、そういった専門的な知識もございません。ゼロからのスタートというふうな形になりますので、そういった資格があると、そういったところの方に入っていただいて、しっかり、受付の相談業務から、そういった、いろんな事業者の方、また、空き家バンクに登録されている方、その他の人のためにも、しっかりと情報提供しながら、空き家バンクを利活用できるような形を、もっと広めていきたいというふうな思いがありまして、こういった移住コーディネーターというの、来年4月から採用するといった形にしております。以上でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） それでは縮充の授業の件でいいですね、昨日の幸田議員の1番目の質問の時の答弁の中にございました件につきまして、詳細について、ご説明させていただきます。

経緯なんですけれども、実は、今、町内の4つの中学3年生なんですけれども、社会科のほうで、地方自治という授業を行っておられます。

そういう中で、この11月に、県の中学校教育研究会社会科教育研究大会の西播磨大会が上月中学校で開催をされるに当たりまして、担当教員より、今、佐用町が進めている縮充ののまちづくりをテーマにしたいということで、こちらのほうへ協力依頼があったという

ことでございます。

そういうことで、今、縮充のまちづくりを進めるに当たりましては、町としても、様々な世代や属性の方に参加していただくということで、願ったり叶ったりということで、情報提供だけではなく、佐用中でのプレの授業でありましたり、また、上月中での、当日、発表授業にも、私は、ちょっと、ほかの用がありましたけれども、企画防災課の職員が参加をしたところでございます。

それを受けまして、今後の予定ですけれども、12月の19日に、三日月中学校、それから、12月の22日に上津中学校での出前講座ということで、また、縮充のお話を授業の中でさせていただき、また、佐用中とか上月中でも、せっかく、そういったお話が進んでおりますので、再度、授業させていただき予定としておりまして、町の今を知っていただくだけではなくて、未来に向けて、私たちに何ができるのかというようなことを、それぞれ、中学生の皆さんにも考えていただいて、貴重なご意見を頂戴したいと思っております、現在、策定を進めております第3次総合計画の中には、こういった子供さんたちの意見を十分に反映して、全員で作る計画としたいということで、思っておるところでございます。以上でございます。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） それでは、コミュニティスクールの件について、説明させていただきます。

町の広報の11月号にも特集のページがありまして、そこにも、その一端が述べられているわけですが、コミュニティスクールが、今年度、本格的に始まりました。

それで、学校運営協議会というものがありまして、それぞれ三日月地域、南光地域、上月地域は、小中が一緒に合同でやっております。佐用小学校と佐用中学校については、小学校、中学校単独で、合計5つの地域、学校運営協議会があります。そこには、地域住民の代表の方でありますとか、PTAの代表、学校長、担当者等が入って、そういう組織があります。

本来でしたら、固く言いますと、学校長が示す学校経営方針について意見を述べたりとかいうのが、大きなところでもあるんですが、佐用町では、そういったこともしますけれども、地域とともにある学校をつくらうということで、コミュニティスクールという仕組みを使って、保護者や地域住民の方にも参加していただいて、学校の活動を、より充実させていきたいという形で、取組を進めております。

先日的一端を、お話したかもしれませんが、学校の授業に地域の方が来て、お手伝いをしてもらったりとか、先日ですけれども、大人ばかりの会議でありますけれども、そこに佐用中学校の生徒会と学校運営協議会のメンバーと一緒に話し合いを持って、とにかく中学生の、今の中学生の思いとか、様子を知ってもらおうということで、そういう中学生の、今の中学生を知ってもらおうというような会を持ったりしております。

ですので、コミュニティスクールをきっかけに地域と学校がより密接になって、学校のために、地域の皆様が力を注いでくださって、佐用で育つ子供たちを、佐用町で育てるといったことを進めていく、そういったことで、今、進んでおります。

お答えになってるかどうか分かりませんが、活動の一端を紹介しました。以上です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

昨日の岡本議員のご発言の中で、ユーカリの育苗なり、森林整備を進めても、なかなか定住が進まないというご意見に対してのことだと思えますけども、そこに関しましては、その時は、私何も申し上げませんでした。実際、今でも育苗に、新たに2名の方に従事していただいております。新たにです。

それと、さらに、今後、森林整備が進むにつれて、当然、現場での労働力っていうものは必要になってまいりますので、やはり、人は必要になってまいります。

通いで山の仕事ができるかということ、通勤距離にもよりますけども、やはり通勤時間の短い、できれば町内にお住まいいただいた上で、そういった仕事に従事していただきたいということは、この事業を進めていく上での基本的な考え方として持っておりますので、そこは一定の効果はあるものとして、我々は考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 移住コーディネーターの件についてですけども、空き家バンク、現状は、どういう問題、課題を抱えているかと。それで、今度、こういうコーディネーターの方を入れるということで、どう具体的に変えていくのかと、お思いを、ちょっと、教えていただけますでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

空き家バンクの問題でございますけども、今、年間で10何件という契約を結んでおります。

そういった状況の中で、なかなか空き家になったけれども、どうしたらいいか、そういった空き家の後の問題で、そういった、どうしたらいいかというのが、なかなか、迷っておられる方というのが、非常に多いというのを聞いております。そういった中で、当然、空き家バンクの登録、そういったところのPRも含めてですけども、そういったこともさせてはいただきますけども、そういった、移住コーディネーターが、もし相談に来られた場合に、より専門的な内容で相談を受け、そして、また、その空き家について、移住して来たい人、そういったところを、より専門的にご案内して、それで、また、契約に結びつける。

また、事業者、不動産会社と、そういったところとの関わりもございまして、そういったところと連携を取って、できるだけ、そういった契約に結びつけていきたいなど、そういった思いがございまして、以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 縮充の授業に、今後も三日月中学校、それから上津中学校でも予定をされているということなんですけれども、縮充という言葉が、マイナスイメージで、そのマイナスイメージが独り歩きしてるという、町長のご発言もありましたけども、まさに、そのタイムリーな話題ではないかなというふうに思うんですけれども、今後、こういう形、その願ったり叶ったりなんですけれども、しかし、せっかくの機会ですので、今後、こういう形を、何か考えていく必要があるのかなというふうに思うんです。

あとの、ちょっと、コミュニティスクールとも関連するんですけども、いかがでしょうか。教育長。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 先ほどありました、上月中学校での授業は、県の社会科の大会でして、私も授業参観に行きましたが、もう1個の違うほうの授業も見てたので、縮充のほうは、少ししか見ていないんですけども、子供たちが、自分たちが住んでいる上月地域、どんなという話で、お店が少ないとか、佐用町の現状を、子供たちの視線で、いろいろと話して、どんな町になってほしいかというようなことを考えている授業でしたので、本当に意味のあると言いますか、その子供たちが言ったことが、全て実現するわけでもないんですけども、10代の子供たちが、佐用町に対する思いというものを取り上げて、今後、どういうふうにしていったらいいんだろうね。答えはないんですけども、そういった、自分たちのふるさを見つめ直す、自分たちのふるさとの未来を考える授業ということで、すごく意味のある授業だったと思っています。

そういった取組を、社会科の授業でしたけども、ほかの3中学校の先生たちも参観いうか、一緒に協力しておりましたので、そういったことを広げていく、社会科に限らず、総合的な学習でありますとか、ひょっとしたら、道徳の授業でありますとか、そういったところで、地元のことを取り上げて、みんな、ふるさを愛する気持ちを育むような授業展開ということは、非常に意味があることだと思いますので、急に、一気にやって、一気にしぼむのはよくないと思いますので、これをきっかけに、みんなが意識を持ってやっていくことが大事だと思っています。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） コミュニティスクールの件について、また、後ほど質問させていただきます。

その前に、町長の公約の中にある、小さくてもキラリと光る輝くまちづくりという言葉がありますけども、すごく印象に残り、いい言葉だというふうに思います。

先ほど、一般質問前に、私、100名近い方にお会いしたという話をしましたけども、実は、投票に行かなかった方だけじゃなくて、大半の方は、実は、町長に期待してるとおっしゃってます。

それで、前町長の路線で行くのか、新たな考え方で行くのかというところについては、

ちょっと、2通りあります。

どちらかという、しばらくは、様子見ながら、新しい江見方針っていうのを出したらいいのではという方が、大方のご意見でした。

それで、この小さくてもキラリと光る輝くまちづくりですけれども、これね、ちょっと分かりにくいんです。

分かりにくいというのは、何が分かりにくいかというと、主語、主体が誰かと、町長なんでしょうか、主語は。あるいは、町民なんでしょうか。あるいは、町長と町民なんでしょうか。

いかがですか、これは。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 非常に哲学的な質問であります。

なかなか、お答えするの難しいんですけれども、もう、これは、私も含めた住民、そして、町ということが、私は、主語だというふうに思います。

どう言うんでしょうか、ちょっと、抽象的になるかもしれませんが、先ほど、縮充のお話がありました。

いつも、これも、縮充のお話をする時に、住民の方から、よく誤解といいますか、勘違いを受けますのは、もう諦めてるんかということをよく言われます。

そうではございません。いつも頭につけておりますのは、最大限、人口減少の緩和には努めてまいりますということは、頭にはつけるようにいたしております。

その上で、これいくら緩和しても、当面の間は人口減少のトレンドは、なかなか、よほどの特殊事情がない限りは、これ変えられないというふうに、いろいろな推計を見ても間違いないというふうに思っています。

その中で、人口というものばかりに意識がいつてしまうと、皆さんの気持ちも暗く沈みがちになります。そういう中で、佐用町には、たくさんの歴史的資源だったり、観光資源だったり、特産品だったりというものもあります。そういうもので、誇りを取り戻して、小さくても光り輝くまちづくりと、そういうような表現をさせていただいているわけです。

今回、もう10数年前からになりますが、国の地方創生、兵庫県では、あるいは佐用町では地域創生という言い方をしておりますけれども、この取組の中で、旗を振っているのは主に総務省であります。この総務省の成功事例として、全国の自治体に紹介される自治体というのは、皆さんも、よくご承知だと思いますが、例えば、海士町ですとか、近くで言いますと、西粟倉村ですとか、場合によっては、智頭町さんなんかも出てまいります。

西粟倉村さんは、人口で言えば1,400人ほどの町です。

智頭町さんは、6,000人程度だったかな。7,000人ぐらいですかね。そのぐらいの人口の町であります。

こういうところが、そのような成功事例として取り上げられることが多いということでもあります。

そういうところも見習いながら、人口が少なくなっても、小さくても光り輝くまちづくりを進めていきたいという、そういう思いで、こういうことを書かせていただいているという趣旨でございます。以上です。

[廣利君 挙手]

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） コミュニティスクールの件ですけれども、高知県の例を、先ほど、ちょっと、お話ししましたけれども、別に同じ形を目指さなくてもいいし、今、縮充をテーマにした授業、たまたま、本当に、そういう形でやってるわけですけども、それが、やっぱり、ほかにはない授業であったり、魅力ある学校。それが全てではないですけど、魅力ある学校につながっていくというふうに思うんですけれども、そんな過程を、今後は、目指すべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） ちょっと、一概にお答えできないんですけども、コミュニティスクールが、今年始まって、今、どの協議会も、何とかスタートを切ろうと思って、力を注いでいますが、コーディネーターさんという方が1人いらっしゃいますし、学校の管理職もいますけども、正直、負担な部分もあると思いますが、でも、子供たちのためという思いでやっております。

ですから、やらされてるっていう形でやっていくと、疲れだけが残って、長続きしませんけども、やることによって、地域の皆様が学校の様子を知って、学校に足を運んでくれて、子供たちの様子を見ることができてよかった。子供たちも、地域の人と触れ合えてよかったという。Win-Win といいますか、そういう形ができたらいいと思います。

そういった中で、学校の教職員であったり、協議会のメンバーであったり、また、子供たちの中から、こういうことをしてみたいといったものが出てくる中で、発展させていったらいいと思うんです。

こういう例がありますよっていうことがない限り、なければ、なかなか新しいものはないので、そういったことには、注目していきますけども、どこかの地域でやってるから、それを丸々ということにはできないかもしれませんが、これから進めていく中で、いや、ぜひ地域の皆さんとこういったことをしてみたいというものが生まれてくる、そういうことを、私は期待したいなと思っています。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この間、学校の在り方を考える会、4か所で開催されて、私、2か所出席をしました。

人数が少ないとか、それから、自治会長だけという話もありましたけど、私が行った会場は、私はPTAの方、保護者の方の発言は、すごい的確で勉強されてるし、すごい、いい意見ばかりで、我々は、すごく、その皆さんの話を、もっと聞かないといけないなという感じをしました。

さらに、アンケートが7割の方、保護者の方が7割ですかね。回収されて、それは、また、どういう形か、今後、公開っていうか、公表されると思うんですけど、それは、すごく楽しみです。

だから、ちょっと、今後のスケジュールだけ、いつ、そういう、そのことについて、アンケートの結果については、知ることができるのかと。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 前の議員の時にお答えしたように、今度、12月の23日に第2回目の在り方検討委員会を開催させていただきます。

その時に、これまでの考える会、それからアンケートの結果をご報告させていただきまして、その結果を受けて、できるだけ早い時期に、ホームページや、そういった報告書という形で開示させていただくような形を取らせていただきたいと思います。

そのアンケートの結果と内容だけになりますけれども、どういう方向に行くというのは、先ほど述べました、できるだけ早い時期に方向性はお示ししたいと思うんですが、それは、まだ、しばらくかかると思います。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） この縮充の授業、今後12月にも2か所予定をされてますので、私は、可能であれば、可能であれば、町長もいっぺん参加されるっていうのも、やっぱり、これは、そういうのは、中学生は全く初めてでしょうけれども、やっぱり、あの、もしかしたら本気度というところが伝わる1つの方法かなと思ったりもします。それで、やっぱり、中学生にも分かる縮充ということについて、どちらかと言うと、我々は、縮充の縮を、どうしても考えてしまいますけれども、中学生の、本当に、もしかしたら公平な、中立的な立場で、その中学生たちは、どんな意見を出すのかなというのが、すごく楽しみでもありますので、また、そういう機会があればなというふうに思います。これは、ひとつ提案でもあります。

町長は、選挙戦前、選挙战中、懇談会等、それから、いろいろ住民の皆さんの声を、生の声を聞いたということですが、これは、先ほどのことともちょっと関連しますけれども、昨日、一般質問の答弁の中でタウンミーティングに質問があって、それは、当面、当面というか、何かしばらくは、そういうことを考えてないという話でしたけれども、若干、そこは、生の声をその選挙戦だけではなくて、その後も聞く姿勢っていうのは大事なかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 昨日の幸田議員のご質問に対するお答えでさせていただいたとおりでありますけれども、今、就任したばかりで、一律に、例えば、地域づくり協議会単位で13になりますが、そういうふうに一律に日を決めて回るようなことは、今の現時点では、直近には考えておりませんという答弁に加えて、現在、第3次の総合計画の策定を進めている中で、そういう名称はタウンミーティングではないかもしれませんが、皆さんと今後

の佐用町の総合計画ですから、通常であれば10年間の計画を立てていくと、総合計画を立てていくということですから皆さんと一緒に作り上げる総合計画の中で、私が意見を聞く場合も、場面も、当然、あると思いますから、その中で、当面は聞いていきたいというふうにお答えをしたという次第であります。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） ちょっと、また、前後しますけど、この小さくてもキラリと光る光り輝くまちづくるところの主体は、先ほど町長答弁をいただいたように、町長と住民、町民という形、で主体はそうだという話でしたけれども、地域づくり協議会っていうのが、合併が20年で、翌年でしたか、ですから、19年でよかったですよ。そういう、今に至っております13地域の地域づくり協議会が、これが評価というんですか、やはり、それぞれの地域の課題、ニーズに、やっぱり真正面から全部がではないかも分かりませんが、取組を始められてると、取り組んでおられるというような感じをするわけなんですけれども、センター長をはじめですね、皆さんが、頑張っておられる成果だというふうに思うんですけれども、ここの光り輝くキラキラと輝くまちづくりに、この地域づくり協議会の、その役割、町民の集まった地域づくり協議会ですけども、それは位置づけはどういうふうに考えておられますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見町長。

この地域づくり協議会、合併が平成17年で、地域づくり協議会のスタートは平成18年ということだったというふうに記憶をしています。

この間、この地域づくり協議会の皆さん、センター長、会長を中心に、メンバーの皆さん、本当に、多種多様な活動をしていただけてきました。

当然、地域課題の解決ということもありますし、住民同士のふれあい、そういった活動もごございます。

さらには設立当初の思いでありました、結局、各自治会という組織が、だんだんと戸数も減ったり、体力がなくなっていくであろうから、その広域的に補完する機能を、この地域づくり協議会に期待したというのも、1つの設立の目的であっただろうというふうに思います。

当時は、まだまだ、設立当初は、自治会も今よりも元気な状態で、少なくとも今よりは元気な状態でありましたが、だんだんと、やはり自治会のほうも余裕がなくなってきて、人も減ってまいりましたので、そういう補完的な機能というものが、今になって、やっぱり、特に、顕在化しているといいますか、そういう機能が目立ってきているというふうに思います。

途中、やはり、こういう18年からずっとやっておりますと、どうしてもマンネリ化してくるとかいうことがありましたので、この振り返りの取組ということをやって、一緒に住民の皆さんとやってまいりましたし、これは、何も終わりがあるわけではありませんので、常に、これは見直しというのは、皆さんも、また、事務局の企画防災課も一緒に、見直しというのは、今後もずっとやっていくことだろうと思います。

そういった中で、別に、このふれあい活動が悪いわけではありません。私も、これは非

常に大事なことだというふうに思っていますので、包括交付金という形で、交付金を渡して自由に、基本的には、自由に、いい発想をいただいで活用していただいでいるわけですが、この最近、特に思いますのは、もう、このふれあい活動だけではなくて、地域課題を解決するような取組に取り組みされている地域づくり協議会が、だんだん増えてきたなという印象です。

それは、長谷の助け合いの活動であったり、これもうは、もう少し前からですが、江川の地域公共交通の取組であったり、あるいは、上月地域の出前のふれあい喫茶をやったり、こういうことの活動をいただいでいるということで、皆さん、それぞれ、いろいろとお忙しい中、非常に地域のことを考えて、様々な工夫をしながら取組をしていただいでいるということは、この場をお借りしても、感謝を申し上げたいと思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 同じように、地域づくり協議会が、やっぱり地域の魅力づくりというか、そういうことに、本当に全力で取り組んでおられるというところについては、もっともっと、スポットライトを浴びてもいいし、お金のことについても、また、これから、どんどんやっぱり、変えていくところもあるのかなというふうな感じをいたします。

町長の答弁、なかなか簡潔でして、ここに今、ここに一般質問しまして、20分、30分答弁をされると、まとめるのが大変で、つつい漏らしてしまったりするんですけども、そういうこともなく、今日、一般質問を終えることができます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月11日から15日までは本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

次の本会議は、12月16日、火曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日はこれにて散会といたします。御苦労さした。

午後04時21分 散会